

定款、業務規程及び送配電等業務指針の変更案に対する  
意見募集の実施について

国の審議会の議論等に適切に対応するため、本機関の定款、業務規程及び送配電等業務指針を一部変更（別紙2、別紙3及び別紙4）するにあたり、別紙1により本機関ウェブサイトにて意見募集を実施する。

意見募集の期間は、別紙1のとおり、2024年12月4日（水）から2024年12月24日（火）（21日間）とする。

（注）今回の定款及び業務規程変更案は会員その他の電気供給事業者の事業活動に重大な影響を及ぼす事項が含まれる可能性があることに鑑み、業務規程第6条第1項の規定により、また、送配電等業務指針変更案は業務規程第178条第2項の規定により、意見募集を実施するものである。

<参考>業務規程

（意見の聴取等）

第6条 本機関は、理事会において会員その他の電気供給事業者の事業活動に重大な影響を及ぼす議決を行うときは、当該議決に先立ち、会員その他の電気供給事業者の意見を聴取し、原則としてその結果を公表する。

2 （略）

（送配電等業務指針の変更に関する調査・検討）

第178条 （略）

2 本機関は、理事会において送配電等業務指針の策定又は変更の議決を行おうとするときは、当該議決に先立ち、会員その他の電気供給事業者の意見を聴取し、原則としてその結果を公表する。

以上

別紙1：定款、業務規程及び送配電等業務指針の変更案に対する意見募集について

別紙2：定款の変更案

別紙3：業務規程の変更案

別紙4：送配電等業務指針の変更案

## 定款、業務規程及び送配電等業務指針の変更について

定款、業務規程及び送配電等業務指針の変更の概要は下記のとおり。

### 記

#### 1. 下げ調整力不足時の受電エリアの電源の出力制御に関する規定の変更

- ・下げ調整力不足時の長周期広域周波数調整における受電エリアの非調整電源（旧電源Ⅲ相当）の出力制御等に関する変更
- ・2025年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行

【該当条文：送配電等業務指針第174条の2（変更）】

#### 2. 中地域交流ループの運用開始に向けた規定の変更

- ・中地域交流ループ運用開始に伴う運用容量等の管理等に関する変更
- ・経済産業大臣の認可を受けた日又は中地域交流ループ運用の開始日のいずれか遅い日から施行

【該当条文：業務規程第124条（変更）】

#### 3. 系統制約による蓄電設備の出力制御等に関する規定の変更

##### 3-1 平常時の混雑発生時の蓄電設備の放電抑制に関する規定の変更

- ・2025年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行

【該当条文：送配電等業務指針第153条の2、第153条の3（変更）】

##### 3-2 系統事故等による混雑発生時の蓄電設備の充電抑制に関する規定の変更

- ・2025年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行

【該当条文：業務規程第156条、第157条、第159条～第161条、  
第163条（変更）

業務規程附則（平成30年6月29日）第2条～第4条（変更）

送配電等業務指針第57条、第61条、第64条、第66条、  
第153条、第230条、第233条、

第234条、第236条、第238条（変更）  
送配電等業務指針附則（平成30年6月29日）第2条～第4条  
（変更）】

4. 作業停止計画調整の見直しに関する規定の変更

- ・容量停止計画調整スケジュールを踏まえた作業停止計画調整スケジュールの変更
- ・2025年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行

【該当条文：業務規程第157条（変更）  
送配電等業務指針第230条（変更）】

5. その他規定の変更

- ・大規模災害発生時の本機関の対応態勢の発令基準に関する規定の見直し等
- ・2025年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行

【該当条文：定款第42条（変更）  
業務規程第32条の21、第32条の34、第36条、第39条、  
第163条、第175条（変更）  
送配電等業務指針第244条（変更）  
送配電等業務指針附則（平成30年6月29日）第2条（変更）  
送配電等業務指針附則（平成29年4月1日）第2条（削除）

以 上

2024年12月4日  
電力広域的運営推進機関

定款、業務規程及び送配電等業務指針の変更案に対する意見募集について  
(意見募集期間:2024年12月4日(水)~2024年12月24日(火))

本機関の定款、業務規程及び送配電等業務指針を一部変更するにあたり、意見募集を実施します。

## 1. 意見募集の趣旨

国の審議会の議論等に適切に対応するための変更です。

今回の定款及び業務規程変更案は会員その他の電気供給事業者の事業活動に重大な影響を及ぼす事項が含まれる可能性があることに鑑み、業務規程第6条第1項の規定により、また、送配電等業務指針変更案は業務規程第178条第2項の規定により、意見募集を実施するものです。

### <参考>

(意見の聴取等)

第6条 本機関は、理事会において会員その他の電気供給事業者の事業活動に重大な影響を及ぼす議決を行うときは、当該議決に先立ち、会員その他の電気供給事業者の意見を聴取し、原則としてその結果を公表する。

### 2 (略)

(送配電等業務指針の変更に関する調査・検討)

第178条 (略)

2 本機関は、理事会において送配電等業務指針の策定又は変更の議決を行おうとするときは、当該議決に先立ち、会員その他の電気供給事業者の意見を聴取し、原則としてその結果を公表する。

## 2. 意見募集の対象

今回の意見募集の対象となる、定款・業務規程・送配電等業務指針の変更箇所は以下の資料のとおりです。説明資料として、「定款、業務規程及び送配電等業務指針変更案の概要について」をご覧ください。

(1) 定款の変更案

(2) 業務規程の変更案

### (3) 送配電等業務指針の変更案

【説明資料】定款、業務規程及び送配電等業務指針変更案の概要について

### 3. 意見募集の期間

2024年12月4日（水）から2024年12月24日（火）（21日間）

### 4. 意見提出方法

ご意見は、所定の「意見提出様式」で、電子メールによる添付、もしくは郵送により提出してください。電話によるご意見はお受けいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

#### ① 電子メールによる場合

電子メールアドレス [k-ikenboshuu@occto.or.jp](mailto:k-ikenboshuu@occto.or.jp)

電力広域的運営推進機関 総務部 意見募集係 宛

<2024年12月24日（火） 17時必着>

#### ② 郵送による場合

〒135-0061

東京都江東区豊洲 6-2-15 電力広域的運営推進機関 総務部 意見募集係

※郵送の場合は、封筒もしくはハガキに「意見募集（総務部）に対する意見提出」と朱書きいただきますようお願いいたします。

<2024年12月24日（火） 必着>

### 5. 記入事項

電子メールによる添付による場合、郵送にてお送りいただく場合、いずれの場合も以下の事項をご記入ください。

- ① 法人名又は団体名
- ② 連絡先（担当者氏名、住所、電話番号、メールアドレス等）
- ③ 意見 ※ 意見の対象となる条項番号についても記載してください。

## 【意見提出様式】

意見提出様式（定款、業務規程及び送配電等業務指針変更案用）

### 6. 記入にあたっての留意事項

- 提出していただくご意見は日本語に限ります。
- 今回、意見募集対象は、上記2.に掲げる文書の内容に関するものとします。これ以外のご意見につきましては対応いたしかねますので、あらかじめご了承ください。
- ご意見は1件あたり理由も含め1,000文字以内とします。意見が1,000文字を超える場合、その内容の要旨をご意見の先頭に記載してください。

### 7. その他

- 皆様からお寄せいただいたご意見に関する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。
- ご記入いただいた連絡先は、提出意見の内容に不明な点があった場合等の本機関からの連絡・確認のために利用します。
- お寄せいただいたご意見については公表する予定であり、その場合、法人または団体名に限りその名称を併せて公表させて頂く場合があります。
- 皆様からいただいたご意見につきましては、最終的な取りまとめにおける参考とさせていただきます。

## 【意見募集に関するお問い合わせ先】

電力広域的運営推進機関 総務部 意見募集係 宛

メールアドレス：[k-ikenboshuu@occto.or.jp](mailto:k-ikenboshuu@occto.or.jp)

以上

電力広域的運営推進機関 定款 新旧対照表

変更前 (変更点に下線)	変更後 (変更点に下線)
<p style="text-align: center;">定款</p> <p style="text-align: center;">電力広域的運営推進機関</p>	<p style="text-align: center;">定款</p> <p style="text-align: center;">電力広域的運営推進機関</p>

平成27年4月1日施行  
令和6年4月1日変更

平成27年4月1日施行  
令和\_\_年\_\_月\_\_日変更

変 更 前 (変更点に <u>下線</u> )	変 更 後 (変更点に <u>下線</u> )
<p>(変更履歴)</p> <p>平成27年4月1日施行  平成28年4月1日変更  平成29年3月31日変更  平成30年4月1日変更  令和元年7月1日変更  令和2年2月1日変更  令和2年5月1日変更  令和2年7月8日変更  令和3年2月1日変更  令和3年4月16日変更  令和4年2月1日変更  令和4年4月1日変更  令和5年4月3日変更</p>	<p>(変更履歴)</p> <p>平成27年4月1日施行  平成28年4月1日変更  平成29年3月31日変更  平成30年4月1日変更  令和元年7月1日変更  令和2年2月1日変更  令和2年5月1日変更  令和2年7月8日変更  令和3年2月1日変更  令和3年4月16日変更  令和4年2月1日変更  令和4年4月1日変更  令和5年4月3日変更  <u>令和6年4月1日変更</u></p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>(理事会の議事録)</p> <p>第42条 理事会の議事については、その経過の要領及びその結果（評議員会の審議結果及び評議員会より提出された意見の理事会の議決への反映の在り方を含む。）を記載した議事録を作成し、議長、出席した理事及び監事が<u>これに記名押印し公表する。</u></p>	<p>(理事会の議事録)</p> <p>第42条 理事会の議事については、その経過の要領及びその結果（評議員会の審議結果及び評議員会より提出された意見の理事会の議決への反映の在り方を含む。）を記載した議事録を作成し、議長、出席した理事及び監事が<u>これに記名し公表する。</u></p>

附則（令和 年 月 日）

（施行期日）

この定款は、令和7年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。

## 電力広域的運営推進機関 業務規程 新旧対照表

変更前（変更点に下線）	変更後（変更点に下線）
<p data-bbox="1121 212 1457 289">平成27年4月1日施行 令和6年8月1日変更</p> <p data-bbox="587 625 982 724">業務規程</p> <p data-bbox="483 1297 1086 1354">電力広域的運営推進機関</p>	<p data-bbox="2457 212 2852 289">平成27年4月1日施行 令和__年__月__日変更</p> <p data-bbox="1982 625 2377 724">業務規程</p> <p data-bbox="1878 1297 2481 1354">電力広域的運営推進機関</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>(変更履歴)</p> <p>平成27年4月1日施行  平成27年4月28日変更  平成27年8月31日変更  平成28年4月1日変更  平成28年7月11日変更  平成29年4月1日変更  平成29年9月6日変更  平成30年4月1日変更  平成30年6月29日変更  平成30年10月1日変更  平成31年4月1日変更  令和元年7月1日変更  令和2年2月1日変更  令和2年3月30日変更  令和2年7月8日変更  令和2年10月1日変更  令和3年4月1日変更  令和3年4月16日変更  令和3年7月1日変更  令和4年2月1日変更  令和4年4月1日変更  令和4年4月1日変更  令和4年7月5日変更  令和5年4月1日変更  令和5年4月3日変更  令和5年7月1日変更  令和5年12月27日変更  令和6年4月1日変更  令和6年4月10日変更</p>	<p>(変更履歴)</p> <p>平成27年4月1日施行  平成27年4月28日変更  平成27年8月31日変更  平成28年4月1日変更  平成28年7月11日変更  平成29年4月1日変更  平成29年9月6日変更  平成30年4月1日変更  平成30年6月29日変更  平成30年10月1日変更  平成31年4月1日変更  令和元年7月1日変更  令和2年2月1日変更  令和2年3月30日変更  令和2年7月8日変更  令和2年10月1日変更  令和3年4月1日変更  令和3年4月16日変更  令和3年7月1日変更  令和4年2月1日変更  令和4年4月1日変更  令和4年4月1日変更  令和4年7月5日変更  令和5年4月1日変更  令和5年4月3日変更  令和5年7月1日変更  令和5年12月27日変更  令和6年4月1日変更  令和6年4月10日変更  <u>令和6年8月1日変更</u>  <u>令和 年 月 日変更</u></p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>第1款 容量市場の開設</p> <p>(追加オークションの実施判断)</p> <p>第32条の21 (略)</p> <p>2 本機関は、前項の規定により策定した調達オークション需要曲線の原案及び次の各号に掲げる事項を考慮した上で算定した、確保している供給力に基づき、調達オークション又はリリースオークションの実施の要否を判断する。ただし、本機関は、当該判断に先立ち、メインオークションの容量提供事業者に対し、容量確保契約の変更、解除又は解約を申し出るかどうかを確認するものとする。</p> <p>一 <u>メインオークションの容量提供事業者による容量確保契約の変更、解除又は解約及び実需給年度開始の2年前に実施する実効性テストの結果に伴い減少したメインオークションの約定総容量</u></p> <p>二～四 (略)</p> <p>3～6 (略)</p>	<p>第1款 容量市場の運営</p> <p>(追加オークションの実施判断)</p> <p>第32条の21 (略)</p> <p>2 本機関は、前項の規定により策定した調達オークション需要曲線の原案及び次の各号に掲げる事項を考慮した上で算定した、確保している供給力に基づき、調達オークション又はリリースオークションの実施の要否を判断する。ただし、本機関は、当該判断に先立ち、メインオークションの容量提供事業者に対し、容量確保契約の変更、解除又は解約を申し出るかどうかを確認するものとする。</p> <p>一 <u>メインオークションの容量提供事業者による容量確保契約の変更、解除又は解約及び実需給年度の2年前に実施する実効性テストの結果に伴い減少したメインオークションの約定総容量</u></p> <p>二～四 (略)</p> <p>3～6 (略)</p>
<p>(アセスメントの実施)</p> <p>第32条の34 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 本機関が容量提供事業者に対して実施するアセスメントは、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、第5号から第8号までの規定は長期脱炭素電源オークションに限る。</p> <p>一 容量停止計画の調整状況の確認 <u>実需給年度の2年度前</u>に、本機関又は電源等が属する供給区域に託送供給等を行う一般送配電事業者たる会員が実施する電源等の維持及び運営に必要な作業並びにその他要因に伴い電源等が停止又は出力低下する計画等(「以下この号において「容量停止計画」という。)の調整業務において、容量提供事業者が自らの容量停止計画の調整に応じていることの確認を行う。</p> <p>二 (略)</p> <p>三 <u>実効性テスト結果の確認</u> <u>実需給年度開始の2年前</u>に、テスト対象事業者に対して実行性テストの実施日程の調整の報告を求め、当該実施日程における実効性テスト結果の確認を行う。</p> <p>四～八 (略)</p>	<p>(アセスメントの実施)</p> <p>第32条の34 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 本機関が容量提供事業者に対して実施するアセスメントは、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、第5号から第8号までの規定は長期脱炭素電源オークションに限る。</p> <p>一 容量停止計画の調整状況の確認 <u>実需給年度の2年前</u>に、本機関又は電源等が属する供給区域に託送供給等を行う一般送配電事業者たる会員が実施する電源等の維持及び運営に必要な作業並びにその他要因に伴い電源等が停止又は出力低下する計画等(「以下この号において「容量停止計画」という。)の調整業務において、容量提供事業者が自らの容量停止計画の調整に応じていることの確認を行う。</p> <p>二 (略)</p> <p>三 <u>実効性テスト結果の確認</u> <u>実需給年度の2年前</u>に、テスト対象事業者に対して実行性テストの実施日程の調整の報告を求め、当該実施日程における実効性テスト結果の確認を行う。</p> <p>四～八 (略)</p>
<p>(電源入札等の実施の必要性の検討及び評価)</p> <p>第36条 本機関は、第33条第1項第1号に掲げる業務に関する検討を開始したときは、次の各号に掲げる事項を考慮の上、有識者を含めた委員会において、当該業務の実施の必要性の検討を行う。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 会員の供給力等の確保状況</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>発電事業者及び特定卸供給事業者たる会員(全国又は一般送配電事業者たる会員の供給区域の需給バランス評価への影響が大きい会員に限る。)</u> <u>の発電等用電気工作物その他の供給能力の運転実績及び運転計画</u></p> <p>ウ (略)</p> <p>三～五 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(電源入札等の実施の必要性の検討及び評価)</p> <p>第36条 本機関は、第33条第1項第1号に掲げる業務に関する検討を開始したときは、次の各号に掲げる事項を考慮の上、有識者を含めた委員会において、当該業務の実施の必要性の検討を行う。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 会員の供給力等の確保状況</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>発電事業者及び特定卸供給事業者たる会員(全国又は一般送配電事業者たる会員の供給区域の需給バランス評価への影響が大きい会員に限る。)</u> <u>が自ら維持し、及び運用する発電等用電気工作物その他の供給能力の運転実績及び運転計画</u></p> <p>ウ (略)</p> <p>三～五 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>(電源等維持運用者の決定)</p> <p>第39条 (略)</p> <p>2 本機関は、電源等維持運用者を決定した場合には、次の各号に掲げる事項を公表する。</p>	<p>(電源等維持運用者の決定)</p> <p>第39条 (略)</p> <p>2 本機関は、電源等維持運用者を決定した場合は、<u>募集要綱に基づき</u>、次の各号に掲げる事項を公表する。</p>

変更前（変更点に下線）	変更後（変更点に下線）																																																																		
一～三（略）	一～三（略）																																																																		
<p>（連系線の管理）</p> <p>第124条 本機関は、法第28条の40第1項第8号の規定により、別表10-1の連系線の管理を行う。</p>	<p>（連系線の管理）</p> <p>第124条 本機関は、法第28条の40第1項第8号の規定により、別表10-1の連系線の管理を行う。</p>																																																																		
<p style="text-align: center;">別表10-1 連系線</p> <table border="1" data-bbox="219 380 1353 1247"> <thead> <tr> <th>連系線</th> <th>区間</th> <th>対象設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道本州間連系設備</td> <td>北海道～東北</td> <td>北海道・本州間電力連系設備 新北海道本州間連系設備</td> </tr> <tr> <td>東北東京間連系線（※1）</td> <td>東北～東京</td> <td>相馬双葉幹線 いわき幹線</td> </tr> <tr> <td>東京中部間連系設備</td> <td>東京～中部</td> <td>佐久間周波数変換設備 新信濃周波数変換設備 東清水周波数変換設備 飛騨信濃周波数変換設備（※4）</td> </tr> <tr> <td>中部関西間連系線</td> <td>中部～関西</td> <td>三重東近江線</td> </tr> <tr> <td>中部北陸間連系設備（※2）</td> <td>中部～北陸</td> <td>南福光連系所及び南福光変電所の連系設備</td> </tr> <tr> <td>北陸関西間連系線（※2）</td> <td>北陸～関西</td> <td>越前嶺南線</td> </tr> <tr> <td>関西中国間連系線（※3）</td> <td>関西～中国</td> <td>西播東岡山線、山崎智頭線</td> </tr> <tr> <td>関西四国間連系設備</td> <td>関西～四国</td> <td>紀北変換所、阿南変換所間の連系設備</td> </tr> <tr> <td>中国四国間連系線</td> <td>中国～四国</td> <td>本四連系線</td> </tr> <tr> <td>中国九州間連系線</td> <td>中国～九州</td> <td>関門連系線</td> </tr> </tbody> </table> <p>（※1）（略）</p> <p>（※2）<u>中部北陸間連系設備及び北陸関西間連系線については、各連系線による管理に加え、交流系統の故障時において、中部北陸間連系設備の停止による北陸関西間連系線への回り込み潮流を考慮し、両連系線を合わせたフェンス潮流（北陸フェンス潮流）も管理する。</u></p> <p>（※3）・（※4）（略）</p>	連系線	区間	対象設備	北海道本州間連系設備	北海道～東北	北海道・本州間電力連系設備 新北海道本州間連系設備	東北東京間連系線（※1）	東北～東京	相馬双葉幹線 いわき幹線	東京中部間連系設備	東京～中部	佐久間周波数変換設備 新信濃周波数変換設備 東清水周波数変換設備 飛騨信濃周波数変換設備（※4）	中部関西間連系線	中部～関西	三重東近江線	中部北陸間連系設備（※2）	中部～北陸	南福光連系所及び南福光変電所の連系設備	北陸関西間連系線（※2）	北陸～関西	越前嶺南線	関西中国間連系線（※3）	関西～中国	西播東岡山線、山崎智頭線	関西四国間連系設備	関西～四国	紀北変換所、阿南変換所間の連系設備	中国四国間連系線	中国～四国	本四連系線	中国九州間連系線	中国～九州	関門連系線	<p style="text-align: center;">別表10-1 連系線</p> <table border="1" data-bbox="1611 380 2745 1247"> <thead> <tr> <th>連系線</th> <th>区間</th> <th>対象設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道本州間連系設備</td> <td>北海道～東北</td> <td>北海道・本州間電力連系設備 新北海道本州間連系設備</td> </tr> <tr> <td>東北東京間連系線（※1）</td> <td>東北～東京</td> <td>相馬双葉幹線 いわき幹線</td> </tr> <tr> <td>東京中部間連系設備</td> <td>東京～中部</td> <td>佐久間周波数変換設備 新信濃周波数変換設備 東清水周波数変換設備 飛騨信濃周波数変換設備（※4）</td> </tr> <tr> <td><u>中部関西間連系線（※2）</u></td> <td>中部～関西</td> <td>三重東近江線</td> </tr> <tr> <td>中部北陸間連系設備（※2）</td> <td>中部～北陸</td> <td><u>南福光開閉所の連系設備</u></td> </tr> <tr> <td>北陸関西間連系線（※2）</td> <td>北陸～関西</td> <td>越前嶺南線</td> </tr> <tr> <td>関西中国間連系線（※3）</td> <td>関西～中国</td> <td>西播東岡山線、山崎智頭線</td> </tr> <tr> <td>関西四国間連系設備</td> <td>関西～四国</td> <td>紀北変換所、阿南変換所間の連系設備</td> </tr> <tr> <td>中国四国間連系線</td> <td>中国～四国</td> <td>本四連系線</td> </tr> <tr> <td>中国九州間連系線</td> <td>中国～九州</td> <td>関門連系線</td> </tr> </tbody> </table> <p>（※1）（略）</p> <p>（※2）<u>中部関西間連系線、中部北陸間連系設備及び北陸関西間連系線については、当該連系線及び連系設備を含むループ系統（以下「中地域交流ループ」という。）内でのルート断故障時の健全ルートへの回り込み潮流を考慮した3つのフェンス潮流（中部フェンス潮流、北陸フェンス潮流及び関西フェンス潮流）により管理する。</u></p> <p>（※3）・（※4）（略）</p>	連系線	区間	対象設備	北海道本州間連系設備	北海道～東北	北海道・本州間電力連系設備 新北海道本州間連系設備	東北東京間連系線（※1）	東北～東京	相馬双葉幹線 いわき幹線	東京中部間連系設備	東京～中部	佐久間周波数変換設備 新信濃周波数変換設備 東清水周波数変換設備 飛騨信濃周波数変換設備（※4）	<u>中部関西間連系線（※2）</u>	中部～関西	三重東近江線	中部北陸間連系設備（※2）	中部～北陸	<u>南福光開閉所の連系設備</u>	北陸関西間連系線（※2）	北陸～関西	越前嶺南線	関西中国間連系線（※3）	関西～中国	西播東岡山線、山崎智頭線	関西四国間連系設備	関西～四国	紀北変換所、阿南変換所間の連系設備	中国四国間連系線	中国～四国	本四連系線	中国九州間連系線	中国～九州	関門連系線
連系線	区間	対象設備																																																																	
北海道本州間連系設備	北海道～東北	北海道・本州間電力連系設備 新北海道本州間連系設備																																																																	
東北東京間連系線（※1）	東北～東京	相馬双葉幹線 いわき幹線																																																																	
東京中部間連系設備	東京～中部	佐久間周波数変換設備 新信濃周波数変換設備 東清水周波数変換設備 飛騨信濃周波数変換設備（※4）																																																																	
中部関西間連系線	中部～関西	三重東近江線																																																																	
中部北陸間連系設備（※2）	中部～北陸	南福光連系所及び南福光変電所の連系設備																																																																	
北陸関西間連系線（※2）	北陸～関西	越前嶺南線																																																																	
関西中国間連系線（※3）	関西～中国	西播東岡山線、山崎智頭線																																																																	
関西四国間連系設備	関西～四国	紀北変換所、阿南変換所間の連系設備																																																																	
中国四国間連系線	中国～四国	本四連系線																																																																	
中国九州間連系線	中国～九州	関門連系線																																																																	
連系線	区間	対象設備																																																																	
北海道本州間連系設備	北海道～東北	北海道・本州間電力連系設備 新北海道本州間連系設備																																																																	
東北東京間連系線（※1）	東北～東京	相馬双葉幹線 いわき幹線																																																																	
東京中部間連系設備	東京～中部	佐久間周波数変換設備 新信濃周波数変換設備 東清水周波数変換設備 飛騨信濃周波数変換設備（※4）																																																																	
<u>中部関西間連系線（※2）</u>	中部～関西	三重東近江線																																																																	
中部北陸間連系設備（※2）	中部～北陸	<u>南福光開閉所の連系設備</u>																																																																	
北陸関西間連系線（※2）	北陸～関西	越前嶺南線																																																																	
関西中国間連系線（※3）	関西～中国	西播東岡山線、山崎智頭線																																																																	
関西四国間連系設備	関西～四国	紀北変換所、阿南変換所間の連系設備																																																																	
中国四国間連系線	中国～四国	本四連系線																																																																	
中国九州間連系線	中国～九州	関門連系線																																																																	
<p>（作業停止計画の調整の実施）</p> <p>第156条 本機関は、法第28条の40第1項第8号の規定により、広域連系系統及び連系線の運用容量に影響を与える電力設備（以下「広域連系系統等」という。）の点検や修繕等の作業を実施するための電力設備の停止に関する計画（別表11-1に示す種別のものをいう。以下「作業停止計画」という。）の取りまとめを行う。</p> <p>2（略）</p> <p style="text-align: center;">別表11-1 作業停止計画の種別</p>	<p>（作業停止計画の調整の実施）</p> <p>第156条 本機関は、法第28条の40第1項第8号の規定により、広域連系系統及び連系線の運用容量に影響を与える電力設備（以下「広域連系系統等」という。）の点検や修繕等の作業を実施するための電力設備の停止に関する計画（別表11-1に示す種別のものをいう。以下「作業停止計画」という。）の取りまとめを行う。</p> <p>2（略）</p> <p style="text-align: center;">別表11-1 作業停止計画の種別</p>																																																																		

変更前（変更点に下線）			変更後（変更点に下線）		
種別	内容		種別	内容	
計画作業停止	年間計画	作業停止を計画的かつ円滑に実施するため、一般送配電事業者たる会員、送電事業者たる会員、配電事業者たる会員、特定送配電事業者たる会員、発電契約者及び特定契約者（一般送配電事業者、配電事業者又は特定送配電事業者たる会員と再生可能エネルギー電気特措法第2条第5項に規定する特定契約又は再生可能エネルギー電気特措法第2条の7第1項に規定する一時調達契約を締結している電気供給事業者をいう。次条において同じ。） <u>（以下「作業停止計画提出者」という。）</u> から提出された作業停止計画をもとに、停止範囲、時期及び期間を調整し策定する2か年度分（翌年度・翌々年度）の作業停止計画	計画作業停止	年間計画	作業停止を計画的かつ円滑に実施するため、一般送配電事業者たる会員、送電事業者たる会員、配電事業者たる会員、特定送配電事業者たる会員、発電契約者、 <u>特定契約者</u> （一般送配電事業者、配電事業者又は特定送配電事業者たる会員と再生可能エネルギー電気特措法第2条第5項に規定する特定契約又は再生可能エネルギー電気特措法第2条の7第1項に規定する一時調達契約を締結している電気供給事業者をいう。次条において同じ。） <u>及び託送供給契約者</u> （以下「作業停止計画提出者」という。）から提出された作業停止計画をもとに、停止範囲、時期及び期間を調整し策定する2か年度分（翌年度・翌々年度）の作業停止計画
	月間計画	年間計画に基づき作業停止を計画的かつ円滑に実施するために策定する2か月分（翌月・翌々月）の作業停止計画		月間計画	年間計画に基づき作業停止を計画的かつ円滑に実施するために策定する2か月分（翌月・翌々月）の作業停止計画

（作業停止計画の原案の取得及び共有）

第157条 本機関は、前条の作業停止計画の取りまとめ及び調整業務の遂行のため、送配電等業務指針に定めるところにより、別表11-2で定める期日までに、次の各号に掲げる電力設備の作業停止計画の原案を同号に掲げる者から提出を受ける。ただし、第3号に掲げる流通設備については、発電契約者又は特定契約者（以下「発電計画提出者」という。）が希望した場合に限る。

- 一 （略）
- 二 発電設備等 発電計画提出者
- 三 流通設備（発電計画提出者の提出対象となるものに限る。） 発電計画提出者

2 本機関は、発電計画提出者から広域機関システムにより提出された前項第2号及び第3号に掲げる電力設備の作業停止計画の原案を受け取ったときは、別表11-2に定める期日までに、当該作業停止計画の原案を当該電力設備の存する一般送配電事業者たる会員の供給区域の一般送配電事業者たる会員に送付する。

3 （略）

別表11-2 作業停止計画調整における各期日

業務内容		種別		その他
		年間計画 (翌年度・翌々年度)	月間計画 (翌月・翌々月)	
発電設備等及び広域連系系統等の作業停止計画の提出（※1）	原案	毎年10月末頃	毎月 1日頃	不定期 (速やかに)
	調整案	毎年12月末頃	毎月10日頃	
	最終案	毎年 2月中旬	毎月中旬	

（作業停止計画の原案の取得及び共有）

第157条 本機関は、前条の作業停止計画の取りまとめ及び調整業務の遂行のため、送配電等業務指針に定めるところにより、別表11-2で定める期日までに、次の各号に掲げる電力設備の作業停止計画の原案を同号に掲げる者から提出を受ける。ただし、第3号に掲げる流通設備については、発電契約者、特定契約者又は託送供給契約者（以下「発電計画等提出者」という。）が希望した場合に限る。

- 一 （略）
- 二 発電設備等 発電計画等提出者
- 三 流通設備（発電計画等提出者の提出対象となるものに限る。） 発電計画等提出者

2 本機関は、発電計画等提出者から広域機関システムにより提出された前項第2号及び第3号に掲げる電力設備の作業停止計画の原案を受け取ったときは、別表11-2に定める期日までに、当該作業停止計画の原案を当該電力設備の存する一般送配電事業者たる会員の供給区域の一般送配電事業者たる会員に送付する。

3 （略）

別表11-2 作業停止計画調整における各期日

業務内容		種別		その他
		年間計画 (翌年度・翌々年度)	月間計画 (翌月・翌々月)	
発電設備等及び広域連系系統等の作業停止計画の提出（※1）	原案	毎年7月末頃	毎月 1日頃	不定期 (速やかに)
	調整案	毎年10月末頃	毎月10日頃	
	最終案	毎年 1月上旬	毎月中旬	

変 更 前 (変更点に下線)					変 更 後 (変更点に下線)				
広域連系系統等の作業停止計画の共有	原案	一般送配電事業者たる会員からの提出後 (速やかに)	一般送配電事業者たる会員からの提出後 (速やかに)		広域連系系統等の作業停止計画の共有	原案	一般送配電事業者たる会員からの提出後 (速やかに)	一般送配電事業者たる会員からの提出後 (速やかに)	
	調整案	一般送配電事業者たる会員からの提出後 (速やかに)	一般送配電事業者たる会員からの提出後 (速やかに)			調整案	一般送配電事業者たる会員からの提出後 (速やかに)	一般送配電事業者たる会員からの提出後 (速やかに)	
	承認・決定計画 (※2)	毎年3月1日	毎月20日			承認・決定計画 (※2)	毎年1月末頃	毎月20日	
作業停止計画の調整案の調整	毎年1月(必要により2月実施可)		必要に応じて実施		作業停止計画の調整案の調整	毎年11月から12月頃		必要に応じて実施	
本機関による作業停止計画の承認(※3)	毎年2月下旬	毎月中旬 (翌月分)	不定期 (速やかに)		本機関による作業停止計画の承認(※3)	毎年1月中旬	毎月中旬 (翌月分)	不定期 (速やかに)	
(※1)～(※3)(略)					(※1)～(※3)(略)				
(作業停止計画の調整案の提出、共有) 第159条 (略) 2 本機関は、第157条第2項の規定に準じて、 <u>発電計画提出者</u> から提出された作業停止計画の調整案について、一般送配電事業者たる会員に送付する。 3 (略)					(作業停止計画の調整案の提出、共有) 第159条 (略) 2 本機関は、第157条第2項の規定に準じて、 <u>発電計画等提出者</u> から提出された作業停止計画の調整案について、一般送配電事業者たる会員に送付する。 3 (略)				
(作業停止計画の調整案の調整) 第160条 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、 <u>発電計画提出者</u> から、前条第3項の規定により共有された広域連系系統等の作業停止計画の調整案に対して、本機関による作業停止計画の再調整の申出を受け付ける。 2 前項の申出があった場合には、別表11-2で定める期日に、広域調整対象作業停止計画の調整案について、一般送配電事業者たる会員及び申出を行った <u>発電計画提出者</u> との間で作業停止時期及び作業停止期間等の再調整を行い、必要に応じて、広域調整対象作業停止計画の調整案の見直しを求める。					(作業停止計画の調整案の調整) 第160条 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、 <u>発電計画等提出者</u> から、前条第3項の規定により共有された広域連系系統等の作業停止計画の調整案に対して、本機関による作業停止計画の再調整の申出を受け付ける。 2 前項の申出があった場合には、別表11-2で定める期日に、広域調整対象作業停止計画の調整案について、一般送配電事業者たる会員及び申出を行った <u>発電計画等提出者</u> との間で作業停止時期及び作業停止期間等の再調整を行い、必要に応じて、広域調整対象作業停止計画の調整案の見直しを求める。				
(作業停止計画の最終案の提出、承認) 第161条 (略) 2 本機関は、第157条第1項の規定に準じて、 <u>発電計画提出者</u> から提出された電力設備の作業停止計画の最終案について、一般送配電事業者たる会員に送付する。 3 (略)					(作業停止計画の最終案の提出、承認) 第161条 (略) 2 本機関は、第157条第1項の規定に準じて、 <u>発電計画等提出者</u> から提出された電力設備の作業停止計画の最終案について、一般送配電事業者たる会員に送付する。 3 (略)				
(作業停止計画の調整に当たっての考慮事項) 第163条 本機関は、第158条及び第160条に定める作業停止計画の調整に当たっては、 <u>電力設備の保全、作業員の安全確保その他の送配電等業務指針に定める事項を考慮する。</u>					(作業停止計画の調整に当たっての考慮事項) 第163条 本機関は、第158条及び第160条に定める作業停止計画の調整に当たっては、 <u>次の各号に掲げる事項を考慮する。ただし、第1号から第6号までに掲げる事項を重視及び優先するものとする。</u>				

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)																		
<p>(新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設)</p>	<p>一 <u>公衆安全の確保</u> 二 <u>作業員の安全確保</u> 三 <u>電力設備の保全</u> 四 <u>作業停止期間中の供給信頼度</u> 五 <u>作業停止期間中の調整力</u> 六 <u>作業停止期間中の一般送配電事業者たる会員の供給区域の供給力</u> 七 <u>需要の抑制又は停止を伴う作業停止計画における需要家の操業計画</u> 八 <u>発電及び放電の抑制若しくは停止又は市場分断の回避</u> 九 <u>作業停止期間の短縮及び作業の効率化</u> 十 <u>電気供給事業者間の公平性の確保</u> 十一 <u>複数の連系線の同時期の停止の回避</u> 2 <u>本機関は、前項の作業停止計画の調整に当たり、発電設備等の出力の増加又は抑制によって流通設備(ただし、連系線は除く。)に流れる潮流調整を行う必要が生じた場合は、潮流調整の効果及び発電計画等提出者間の公平性を考慮の上、出力の増加又は抑制の対象となる発電設備等を選定しなければならない。</u></p>																		
<p>(緊急時の対応) 第175条 本機関は、大規模災害が発生するおそれがあるとき、又は発生したときは、別表15-1により対応態勢を発令するとともに対応組織を置く。 2～7 (略)</p> <p style="text-align: center;">別表15-1 災害等発生時の対応態勢及び対応組織</p> <table border="1" data-bbox="222 1060 1350 1919"> <thead> <tr> <th>情勢</th> <th>対応態勢</th> <th>対応組織</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>次に定める事態が生じ、需給状況の大幅な悪化等の電力需給に関する被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき 1. 震度5強の地震が発生したとき (新設) <u>2. 津波警報が発せられたとき</u> <u>3. その他1. 及び2. に準じる大規模災害又は大規模災害のおそれが発生したとき</u></td> <td>警戒態勢 (発令者：事務局長)</td> <td>警戒本部 (本部長：事務局長)</td> </tr> <tr> <td>次に定める事態が生じ、相当程度の広範囲にわたり電力設備の激甚な被害が発生し、その復旧に長時間を要するなど大規模な社会的悪影響が発生し、又は発生するおそれがあるとき 1. 震度6弱以上の地震が発生した</td> <td>非常態勢 (発令者：理事長)</td> <td>非常災害対応本部 (本部長：理事長)</td> </tr> </tbody> </table>	情勢	対応態勢	対応組織	次に定める事態が生じ、需給状況の大幅な悪化等の電力需給に関する被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき 1. 震度5強の地震が発生したとき (新設) <u>2. 津波警報が発せられたとき</u> <u>3. その他1. 及び2. に準じる大規模災害又は大規模災害のおそれが発生したとき</u>	警戒態勢 (発令者：事務局長)	警戒本部 (本部長：事務局長)	次に定める事態が生じ、相当程度の広範囲にわたり電力設備の激甚な被害が発生し、その復旧に長時間を要するなど大規模な社会的悪影響が発生し、又は発生するおそれがあるとき 1. 震度6弱以上の地震が発生した	非常態勢 (発令者：理事長)	非常災害対応本部 (本部長：理事長)	<p>(緊急時の対応) 第175条 本機関は、大規模災害が発生するおそれがあるとき、又は発生したときは、別表15-1により対応態勢を発令するとともに対応組織を置く。 2～7 (略)</p> <p style="text-align: center;">別表15-1 災害等発生時の対応態勢及び対応組織</p> <table border="1" data-bbox="1617 1060 2745 1919"> <thead> <tr> <th>情勢</th> <th>対応態勢</th> <th>対応組織</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>次に定める事態が生じ、需給状況の大幅な悪化等の電力需給に関する被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき 1. 震度5強の地震が発生したとき <u>2. 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発せられたとき</u> <u>3. 津波警報が発せられたとき</u> <u>4. その他1. から3. に準じる大規模災害又は大規模災害のおそれが発生したとき</u></td> <td>警戒態勢 (発令者：事務局長)</td> <td>警戒本部 (本部長：事務局長)</td> </tr> <tr> <td>次に定める事態が生じ、相当程度の広範囲にわたり電力設備の激甚な被害が発生し、その復旧に長時間を要するなど大規模な社会的悪影響が発生し、又は発生するおそれがあるとき 1. 震度6弱以上の地震が発生した</td> <td>非常態勢 (発令者：理事長)</td> <td>非常災害対応本部 (本部長：理事長)</td> </tr> </tbody> </table>	情勢	対応態勢	対応組織	次に定める事態が生じ、需給状況の大幅な悪化等の電力需給に関する被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき 1. 震度5強の地震が発生したとき <u>2. 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発せられたとき</u> <u>3. 津波警報が発せられたとき</u> <u>4. その他1. から3. に準じる大規模災害又は大規模災害のおそれが発生したとき</u>	警戒態勢 (発令者：事務局長)	警戒本部 (本部長：事務局長)	次に定める事態が生じ、相当程度の広範囲にわたり電力設備の激甚な被害が発生し、その復旧に長時間を要するなど大規模な社会的悪影響が発生し、又は発生するおそれがあるとき 1. 震度6弱以上の地震が発生した	非常態勢 (発令者：理事長)	非常災害対応本部 (本部長：理事長)
情勢	対応態勢	対応組織																	
次に定める事態が生じ、需給状況の大幅な悪化等の電力需給に関する被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき 1. 震度5強の地震が発生したとき (新設) <u>2. 津波警報が発せられたとき</u> <u>3. その他1. 及び2. に準じる大規模災害又は大規模災害のおそれが発生したとき</u>	警戒態勢 (発令者：事務局長)	警戒本部 (本部長：事務局長)																	
次に定める事態が生じ、相当程度の広範囲にわたり電力設備の激甚な被害が発生し、その復旧に長時間を要するなど大規模な社会的悪影響が発生し、又は発生するおそれがあるとき 1. 震度6弱以上の地震が発生した	非常態勢 (発令者：理事長)	非常災害対応本部 (本部長：理事長)																	
情勢	対応態勢	対応組織																	
次に定める事態が生じ、需給状況の大幅な悪化等の電力需給に関する被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき 1. 震度5強の地震が発生したとき <u>2. 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発せられたとき</u> <u>3. 津波警報が発せられたとき</u> <u>4. その他1. から3. に準じる大規模災害又は大規模災害のおそれが発生したとき</u>	警戒態勢 (発令者：事務局長)	警戒本部 (本部長：事務局長)																	
次に定める事態が生じ、相当程度の広範囲にわたり電力設備の激甚な被害が発生し、その復旧に長時間を要するなど大規模な社会的悪影響が発生し、又は発生するおそれがあるとき 1. 震度6弱以上の地震が発生した	非常態勢 (発令者：理事長)	非常災害対応本部 (本部長：理事長)																	

変更前（変更点に下線）				変更後（変更点に下線）			
とき	2. <u>東海地震注意情報、東海地震予知情報、又は警戒宣言</u> が発せられたとき			とき	2. <u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）</u> が発せられたとき		
	3. 大津波警報が発せられたとき				3. 大津波警報が発せられたとき		
	4. その他1. から3. に準じる大規模災害又は大規模災害のおそれが発生したとき				4. その他1. から3. に準じる大規模災害又は大規模災害のおそれが発生したとき		
<p>附則（平成30年6月29日）</p> <p>（<u>発電制約量の調整結果の確認</u>）</p> <p>第2条 本機関は、広域連系系統（連系線は除く。以下同じ。）の作業停止計画の調整において、送配電等業務指針に定めるところにより、<u>発電計画提出者間による発電制約（放電制約を含む。以下同じ。）量の調整結果</u>について、一般送配電事業者たる会員から報告を受ける。</p> <p>2 本機関は、<u>発電計画提出者間による発電制約量の調整結果</u>を確認し、必要と認めるときは、<u>当該発電計画提出者</u>に調整内容その他必要な情報の提供を求めることができる。</p>				<p>附則（平成30年6月29日）</p> <p>（<u>発電等制約量の調整結果の確認</u>）</p> <p>第2条 本機関は、広域連系系統（連系線は除く。以下同じ。）の作業停止計画の調整において、送配電等業務指針に定めるところにより、<u>発電計画等提出者間による発電制約（放電制約を含む。以下同じ。）量及び充電制約量（以下これらを総称して「発電等制約量」という。）の調整結果</u>について、一般送配電事業者たる会員から報告を受ける。</p> <p>2 本機関は、<u>発電計画等提出者間による発電等制約量の調整結果</u>を確認し、必要と認めるときは、<u>当該発電計画等提出者</u>に調整内容その他必要な情報の提供を求めることができる。</p>			
<p>附則（平成30年6月29日）</p> <p>（<u>発電制約量の調整の不調時の対応</u>）</p> <p>第3条 本機関は、前条第1項による<u>発電制約量の調整結果</u>が不調である場合において<u>発電制約量の再調整</u>が必要と判断した場合は、不調となった<u>発電計画提出者</u>に再調整を依頼するとともに一般送配電事業者たる会員に再調整となった旨を連絡する。</p> <p>2 本機関は、送配電等業務指針の定めるところにより、再調整を依頼した<u>発電計画提出者から発電制約量の再調整の結果</u>の報告を受ける。</p> <p>3 本機関は、<u>発電計画提出者間による発電制約量の再調整</u>が不調となった場合は、作業停止計画で必要となる<u>発電制約量の合計</u>を当該作業停止計画に伴い調整対象となった発電設備等の定格容量（送電端）比率で按分（以下「定格容量比率按分」という。）した値を当該<u>発電計画提出者間</u>の<u>発電制約量</u>として決定し、<u>発電計画提出者</u>に通知する。</p> <p>4 本機関は、再調整の結果及び決定した<u>発電制約量</u>を一般送配電事業者たる会員に通知する。</p>				<p>附則（平成30年6月29日）</p> <p>（<u>発電等制約量の調整の不調時の対応</u>）</p> <p>第3条 本機関は、前条第1項による<u>発電等制約量の調整結果</u>が不調である場合において<u>発電等制約量の再調整</u>が必要と判断した場合は、不調となった<u>発電計画等提出者</u>に再調整を依頼するとともに一般送配電事業者たる会員に再調整となった旨を連絡する。</p> <p>2 本機関は、送配電等業務指針の定めるところにより、再調整を依頼した<u>発電計画等提出者から発電等制約量の再調整の結果</u>の報告を受ける。</p> <p>3 本機関は、<u>発電計画等提出者間による発電等制約量の再調整</u>が不調となった場合は、作業停止計画で必要となる<u>発電等制約量の合計</u>を当該作業停止計画に伴い調整対象となった発電設備等の定格容量（送電端）比率で按分（以下「定格容量比率按分」という。）した値を当該<u>発電計画等提出者間</u>の<u>発電等制約量</u>として決定し、<u>発電計画等提出者</u>に通知する。</p> <p>4 本機関は、再調整の結果及び決定した<u>発電等制約量</u>を一般送配電事業者たる会員に通知する。</p>			
<p>附則（平成30年6月29日）</p> <p>（<u>発電制約が伴う広域連系系統の作業停止計画の情報共有</u>）</p> <p>第4条 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、第3年度の<u>発電制約</u>が伴う広域連系系統の作業停止計画に関する一般送配電事業者たる会員と<u>発電計画提出者間</u>の情報共有の状況について、一般送配電事業者たる会員から報告を受ける。</p>				<p>附則（平成30年6月29日）</p> <p>（<u>発電制約又は充電制約が伴う広域連系系統の作業停止計画の情報共有</u>）</p> <p>第4条 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、第3年度の<u>発電制約又は充電制約</u>が伴う広域連系系統の作業停止計画に関する一般送配電事業者たる会員と<u>発電計画等提出者間</u>の情報共有の状況について、一般送配電事業者たる会員から報告を受ける。</p>			

附則（令和 年 月 日）

(施行期日)

第1条 本規定は、令和7年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、第124条の改正規定は、経済産業大臣の認可を受けた日又は中地域交流ループ運用の開始日のいずれか遅い日から施行する。

## 電力広域的運営推進機関 送配電等業務指針 新旧対照表

変更前（変更点に下線）	変更後（変更点に下線）
<p data-bbox="1092 212 1457 289">平成27年4月28日施行 令和7年1月6日変更</p> <p data-bbox="379 716 1190 814">送配電等業務指針</p> <p data-bbox="477 1434 1092 1491">電力広域的運営推進機関</p>	<p data-bbox="2457 212 2843 289">平成27年4月28日施行 令和__年__月__日変更</p> <p data-bbox="1783 716 2576 814">送配電等業務指針</p> <p data-bbox="1881 1434 2481 1491">電力広域的運営推進機関</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
(変更履歴) 平成27年4月28日施行 平成27年8月31日変更 平成28年4月1日変更 平成28年7月11日変更 平成28年10月18日変更 平成29年4月1日変更 平成29年9月6日変更 平成30年6月29日変更 平成30年10月1日変更 平成31年4月1日変更 令和元年7月1日変更 令和元年12月11日変更 令和2年2月1日変更 令和2年3月30日変更 令和2年4月1日変更 令和2年7月8日変更 令和2年10月1日変更 令和3年4月1日変更 令和3年4月16日変更 令和3年7月1日変更 令和4年4月1日変更 令和4年4月1日変更 令和4年7月5日変更 令和5年4月1日変更 令和5年4月3日変更 令和5年7月1日変更 令和5年12月27日変更 令和6年4月1日変更 令和6年4月10日変更 令和6年8月1日変更	(変更履歴) 平成27年4月28日施行 平成27年8月31日変更 平成28年4月1日変更 平成28年7月11日変更 平成28年10月18日変更 平成29年4月1日変更 平成29年9月6日変更 平成30年6月29日変更 平成30年10月1日変更 平成31年4月1日変更 令和元年7月1日変更 令和元年12月11日変更 令和2年2月1日変更 令和2年3月30日変更 令和2年4月1日変更 令和2年7月8日変更 令和2年10月1日変更 令和3年4月1日変更 令和3年4月16日変更 令和3年7月1日変更 令和4年4月1日変更 令和4年4月1日変更 令和4年7月5日変更 令和5年4月1日変更 令和5年4月3日変更 令和5年7月1日変更 令和5年12月27日変更 令和6年4月1日変更 令和6年4月10日変更 令和6年8月1日変更 <u>令和7年1月6日変更</u> <u>令和 年 月 日変更</u>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>(流通設備の整備の前提となる諸条件)</p> <p>第57条 流通設備の整備の前提となる諸条件は、原則として、次の各号に掲げる考え方に基づいて決定する。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 回線数</p> <p>ア 特別高圧の電線路</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 機器装置の単一故障時に供給支障(電路が自動的に再閉路されることにより電気の供給の支障が解消した場合を除く。以下同じ。)や発電支障(電力設備の故障に起因する当該電力設備以外の電源脱落及び発電抑制(第64条第2項第2号イに定める発電抑制をいう。)をいう。以下同じ。)の影響が限定的と考えられる送電線路の場合 1回線とする。</p> <p>(ウ)・(エ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>六 送電線路の端子数 系統故障時に発生する供給支障又は発電支障の影響、作業停止の容易性、保護方式による制約、経済性等を考慮の上、整備の際の端子数及び運用時に遮断器を開放せず併用する端子数を決定する。</p> <p>七～九 (略)</p>	<p>(流通設備の整備の前提となる諸条件)</p> <p>第57条 流通設備の整備の前提となる諸条件は、原則として、次の各号に掲げる考え方に基づいて決定する。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 回線数</p> <p>ア 特別高圧の電線路</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 機器装置の単一故障時に供給支障(電気の供給が停止し、又は電気の使用を緊急に制限すること(電路が自動的に再閉路されることにより電気の供給の支障が解消した場合を除く。)をいう。以下同じ。)や発電支障等(電力設備の故障に起因する当該電力設備以外の発電設備等の電力系統からの電氣的な切り離し、発電抑制(第64条第2項第2号イに定める発電抑制をいう。)及び充電抑制(第64条第2項第2号ウに定める充電抑制をいう。)をいう。以下同じ。)の影響が限定的と考えられる送電線路の場合 1回線とする。</p> <p>(ウ)・(エ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>六 送電線路の端子数 系統故障時に発生する供給支障又は発電支障等の影響、作業停止の容易性、保護方式による制約、経済性等を考慮の上、整備の際の端子数及び運用時に遮断器を開放せず併用する端子数を決定する。</p> <p>七～九 (略)</p>
<p>(電力系統の性能に関する基準)</p> <p>第61条 一般送配電事業者及び配電事業者は、流通設備の設備形成を行う場合は、供給支障及び発電支障の発生を抑制又は防止するため、電力系統が第63条から第65条までに定める基準(以下「電力系統性能基準」という。)を充足するよう設備形成を行わなければならない。</p>	<p>(電力系統の性能に関する基準)</p> <p>第61条 一般送配電事業者及び配電事業者は、流通設備の設備形成を行う場合は、供給支障及び発電支障等の発生を抑制又は防止するため、電力系統が第63条から第65条までに定める基準(以下「電力系統性能基準」という。)を充足するよう設備形成を行わなければならない。</p>
<p>(電力設備の単一故障発生時の基準)</p> <p>第64条 送配電線1回線、変圧器1台、発電機1台その他の電力設備の単一故障(以下「N-1故障」という。)の発生時において、電力系統が充足すべき性能の基準は次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>2 前項各号に掲げる性能を充足しない場合であっても、次の各号に掲げる条件のいずれにも適合する場合には、当該性能を充足しているものとして取り扱う。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 <u>発電支障が発生しない場合、又は、発電支障が発生する場合であり、次に掲げる事項を満たすとき</u></p> <p>ア 当該<u>発電支障</u>による電力系統の電圧安定性、同期安定性及び周波数に対する影響が限定的であること。</p> <p>イ <u>発電抑制(給電指令(第189条に定める。以下同じ。))により発電設備等の出力の抑制又は電力系統からの電氣的な切り離しが行われることをいう。以下同じ。)</u>の対象となる発電設備等を維持・運用する電気供給事業者がN-1故障時における発電抑制の実施に合意していること及び当該電気供給事業者が、<u>当該同意に基づく給電指令に応じ、発電抑制を実施することができる体制及び能力を有すること(保護継電器等により確実に発電抑制を実施できる場合を含む。)</u>。</p> <p>(新設)</p>	<p>(電力設備の単一故障発生時の基準)</p> <p>第64条 送配電線1回線、変圧器1台、発電機1台その他の電力設備の単一故障(以下「N-1故障」という。)の発生時において、電力系統が充足すべき性能の基準は次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>2 前項各号に掲げる性能を充足しない場合であっても、次の各号に掲げる条件のいずれにも適合する場合には、当該性能を充足しているものとして取り扱う。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 <u>発電支障等が発生しない場合、又は、発電支障等が発生する場合であり、次に掲げる事項のいずれも満たすとき</u></p> <p>ア 当該<u>発電支障等</u>による電力系統の電圧安定性、同期安定性及び周波数に対する影響が限定的であること。</p> <p>イ <u>発電抑制(第189条に規定する給電指令(以下単に「給電指令」という。))により発電設備等の出力の抑制又は電力系統からの電氣的な切り離しが行われることをいう。以下同じ。)</u>の対象となる発電設備等を維持し、及び運用する電気供給事業者がN-1故障時における発電抑制の実施に合意していること及び当該電気供給事業者が、<u>当該合意に基づく給電指令に応じ、発電抑制を実施することができる体制及び能力を有すること(保護継電器等により確実に発電抑制を実施できる場合を含む。)</u>。</p> <p>ウ <u>充電抑制(給電指令により蓄電設備の充電の抑制又は電力系統からの電氣的な切り離しが行わ</u></p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>ウ その他<u>発電抑制</u>を許容することによる電気の供給、公衆の保安等に対するリスクが大きくないこと。</p>	<p><u>れることをいう。以下同じ。)</u>の対象となる蓄電設備を維持し、及び運用する電気供給事業者がN-1故障時における充電抑制の実施に合意していること及び当該電気供給事業者が、当該合意に基づく給電指令に応じ、充電抑制を実施することができる体制及び能力を有すること(保護継電器等により確実に充電抑制を実施できる場合を含む。))。</p> <p>エ その他<u>発電抑制又は充電抑制</u>を許容することによる電気の供給、公衆の保安等に対するリスクが大きくないこと。</p>
<p>(電力設備の2箇所同時喪失を伴う故障発生時の対策)</p> <p>第66条 本機関又は一般送配電事業者若しくは配電事業者は、送配電線、変圧器、発電機その他の電力設備の2箇所同時喪失を伴う故障が発生した場合において、当該故障に伴う供給支障及び<u>発電支障</u>の規模や電力系統の安定性に対する影響を考慮し、社会的影響が大きいと懸念される場合には、これを軽減するための対策の実施について検討する。</p>	<p>(電力設備の2箇所同時喪失を伴う故障発生時の対策)</p> <p>第66条 本機関又は一般送配電事業者若しくは配電事業者は、送配電線、変圧器、発電機その他の電力設備の2箇所同時喪失を伴う故障が発生した場合において、当該故障に伴う供給支障及び<u>発電支障等</u>の規模や電力系統の安定性に対する影響を考慮し、社会的影響が大きいと懸念される場合には、これを軽減するための対策の実施について検討する。</p>
<p>(潮流調整)</p> <p>第153条 (略)</p> <p>2 一般送配電事業者及び配電事業者は、流通設備の作業停止等を行う場合において、流通設備(ただし、連系線は除く。)に混雑が発生する場合は、前項の発電設備等並びに一般送配電事業者及び配電事業者が調整力としてあらかじめ確保していない発電設備等の<u>発電計画提出者間の公平性を確保しつつ、出力調整による潮流調整効果の高い発電設備等の出力の調整</u>を行う。</p>	<p>(潮流調整)</p> <p>第153条 (略)</p> <p>2 一般送配電事業者及び配電事業者は、流通設備の作業停止等を行う場合において、流通設備(ただし、連系線は除く。)に混雑が発生する場合は、前項の発電設備等並びに一般送配電事業者及び配電事業者が調整力としてあらかじめ確保していない発電設備等の<u>発電計画等提出者間の公平性を確保しつつ、潮流調整効果の高い発電設備等の出力の調整等</u>を行う。</p>
<p>(平常時において混雑が発生する場合の措置)</p> <p>第153条の2 流通設備(連系線、配電用変圧器及び配電設備を除く。)に平常時において混雑が発生する場合、一般送配電事業者及び配電事業者は、原則として前条第1項の方法に次いで、<u>次の各号の順位に従って同号に掲げる措置を講じる。</u></p> <p>一 <u>一般送配電事業者及び配電事業者が調整力としてあらかじめ確保していない発電設備等(バイオマス電源、自然変動電源及び長期固定電源を除く。)</u>のうち、平常時において混雑が発生する場合の出力抑制を前提に連系等を行った<u>発電設備等の出力抑制等</u> (新設)</p> <p>二 <u>一般送配電事業者及び配電事業者が調整力としてあらかじめ確保していない発電設備等(バイオマス電源、自然変動電源及び長期固定電源を除く。)</u>のうち、平常時において混雑が発生する場合の出力抑制を前提とせずに連系等を行った<u>発電設備等の出力抑制等</u> (新設)</p> <p>三～五 (略)</p>	<p>(平常時において混雑が発生する場合の措置)</p> <p>第153条の2 流通設備(連系線、配電用変圧器及び配電設備を除く。)に平常時において混雑が発生する場合、一般送配電事業者及び配電事業者は、原則として前条第1項の方法に次いで、<u>一般送配電事業者及び配電事業者が調整力としてあらかじめ確保していない発電設備等について次の各号の順位に従って同号に掲げる措置を講じる。</u></p> <p>一 <u>平常時において混雑が発生する場合の出力抑制を前提に連系等を行った火力電源等の発電設備(混焼バイオマス電源及び揚水発電設備を含む。)</u>の出力抑制等</p> <p>二 <u>平常時において混雑が発生する場合の出力抑制を前提に連系等を行った蓄電設備の放電抑制</u></p> <p>三 <u>平常時において混雑が発生する場合の出力抑制を前提とせずに連系等を行った火力電源等の発電設備(FIT電源を除く混焼バイオマス電源、及び揚水発電設備を含む。)</u>の出力抑制等</p> <p>四 <u>平常時において混雑が発生する場合の出力抑制を前提とせずに連系等を行った蓄電設備の放電抑制</u></p> <p>五～七 (略)</p>
<p>(自然変動電源の出力抑制を行った場合の検証)</p> <p>第153条の3 一般送配電事業者及び配電事業者は、<u>前条第1項第4号</u>に定める自然変動電源の出力抑制を行った場合、本機関に対し、第1号から第3号までに掲げる事項を記載した資料を速やかに提出しなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 <u>前条第1項第4号</u>に定める措置を行う必要性</p>	<p>(自然変動電源の出力抑制を行った場合の検証)</p> <p>第153条の3 一般送配電事業者及び配電事業者は、<u>前条第1項第6号</u>に定める自然変動電源の出力抑制を行った場合、本機関に対し、第1号から第3号までに掲げる事項を記載した資料を速やかに提出しなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 <u>前条第1項第6号</u>に定める措置を行う必要性</p>
<p>(新設)</p>	<p>(<u>下げ調整力が不足する供給区域以外の一般送配電事業者の措置</u>)</p> <p>第174条の2 <u>前条第1項</u>に規定する一般送配電事業者が前条第1項第2号又は第6号の措置を講</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)																							
	<p>じるにあたり、前条第1項に規定する一般送配電事業者以外の一般送配電事業者は、当該措置により供給を受ける電気の量に基づき、必要に応じて、前条第1項に規定する一般送配電事業者が第173条及び前条に基づき講じた措置（前条第1項第6号の措置を講じる場合は、同項第2号の措置を除く。）を講じる。</p>																							
<p>(作業停止計画の原案の提出)</p> <p>第230条 作業停止計画提出者は、次条に掲げる電力設備（一般送配電事業者と電気供給事業者の間で作業停止計画の調整対象とする旨を合意した電力設備に限る。以下この章において同じ。）の点検、修繕等の作業を実施するため電力設備を停止するとき又は電力設備の点検、修繕等の作業によって電力設備の運用に制約が生じるときは、別表12-1で定める期日までに、別表12-2に掲げるところにより、作業停止計画の原案を提出する。</p> <p>2 一般送配電事業者は、業務規程第157条第2項の規定により、本機関が<u>発電計画提出者</u>から提出を受けた電力設備の作業停止計画の原案の送付を受ける。</p> <p>3・4 (略)</p> <p style="text-align: center;">別表12-1 一般送配電事業者への作業停止計画の提出期日 (※1、※2)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>年間計画 (翌年度・翌々年度)</th> <th>月間計画 (翌月・翌々月)</th> <th>各計画の変更・ 計画外作業停止</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原案</td> <td>毎年10月末頃</td> <td>毎月1日頃</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">不定期 (速やかに)</td> </tr> <tr> <td>調整案</td> <td>毎年12月末頃</td> <td>毎月10日頃</td> </tr> <tr> <td>最終案</td> <td>毎年2月中旬</td> <td>毎月中旬</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1・※2 (略)</p> <p style="text-align: center;">別表12-2 作業停止計画の提出者及び提出先</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>対象設備</th> <th>計画提出者</th> <th>提出先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>流通設備の 作業停止計画</td> <td>作業停止計画提出者</td> <td>流通設備の存する一般送配電事業者の供給区域の一般送配電事業者</td> </tr> <tr> <td>発電設備等の 作業停止計画</td> <td>発電計画提出者</td> <td>本機関</td> </tr> </tbody> </table>		年間計画 (翌年度・翌々年度)	月間計画 (翌月・翌々月)	各計画の変更・ 計画外作業停止	原案	毎年10月末頃	毎月1日頃	不定期 (速やかに)	調整案	毎年12月末頃	毎月10日頃	最終案	毎年2月中旬	毎月中旬	対象設備	計画提出者	提出先	流通設備の 作業停止計画	作業停止計画提出者	流通設備の存する一般送配電事業者の供給区域の一般送配電事業者	発電設備等の 作業停止計画	発電計画提出者	本機関	
	年間計画 (翌年度・翌々年度)	月間計画 (翌月・翌々月)	各計画の変更・ 計画外作業停止																					
原案	毎年10月末頃	毎月1日頃	不定期 (速やかに)																					
調整案	毎年12月末頃	毎月10日頃																						
最終案	毎年2月中旬	毎月中旬																						
対象設備	計画提出者	提出先																						
流通設備の 作業停止計画	作業停止計画提出者	流通設備の存する一般送配電事業者の供給区域の一般送配電事業者																						
発電設備等の 作業停止計画	発電計画提出者	本機関																						
	<p>(作業停止計画の原案の提出)</p> <p>第230条 作業停止計画提出者は、次条に掲げる電力設備（一般送配電事業者と電気供給事業者の間で作業停止計画の調整対象とする旨を合意した電力設備に限る。以下この章において同じ。）の点検、修繕等の作業を実施するため電力設備を停止するとき又は電力設備の点検、修繕等の作業によって電力設備の運用に制約が生じるときは、別表12-1で定める期日までに、別表12-2に掲げるところにより、作業停止計画の原案を提出する。</p> <p>2 一般送配電事業者は、業務規程第157条第2項の規定により、本機関が<u>発電計画等提出者</u>から提出を受けた電力設備の作業停止計画の原案の送付を受ける。</p> <p>3・4 (略)</p> <p style="text-align: center;">別表12-1 一般送配電事業者への作業停止計画の提出期日 (※1、※2)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>年間計画 (翌年度・翌々年度)</th> <th>月間計画 (翌月・翌々月)</th> <th>各計画の変更・ 計画外作業停止</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原案</td> <td>毎年7月末頃</td> <td>毎月1日頃</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">不定期 (速やかに)</td> </tr> <tr> <td>調整案</td> <td>毎年10月末頃</td> <td>毎月10日頃</td> </tr> <tr> <td>最終案</td> <td>毎年1月上旬</td> <td>毎月中旬</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1・※2 (略)</p> <p style="text-align: center;">別表12-2 作業停止計画の提出者及び提出先</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>対象設備</th> <th>計画提出者</th> <th>提出先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>流通設備の 作業停止計画</td> <td>作業停止計画提出者</td> <td>流通設備の存する一般送配電事業者の供給区域の一般送配電事業者</td> </tr> <tr> <td>発電設備等の 作業停止計画</td> <td>発電計画等提出者</td> <td>本機関</td> </tr> </tbody> </table>		年間計画 (翌年度・翌々年度)	月間計画 (翌月・翌々月)	各計画の変更・ 計画外作業停止	原案	毎年7月末頃	毎月1日頃	不定期 (速やかに)	調整案	毎年10月末頃	毎月10日頃	最終案	毎年1月上旬	毎月中旬	対象設備	計画提出者	提出先	流通設備の 作業停止計画	作業停止計画提出者	流通設備の存する一般送配電事業者の供給区域の一般送配電事業者	発電設備等の 作業停止計画	発電計画等提出者	本機関
	年間計画 (翌年度・翌々年度)	月間計画 (翌月・翌々月)	各計画の変更・ 計画外作業停止																					
原案	毎年7月末頃	毎月1日頃	不定期 (速やかに)																					
調整案	毎年10月末頃	毎月10日頃																						
最終案	毎年1月上旬	毎月中旬																						
対象設備	計画提出者	提出先																						
流通設備の 作業停止計画	作業停止計画提出者	流通設備の存する一般送配電事業者の供給区域の一般送配電事業者																						
発電設備等の 作業停止計画	発電計画等提出者	本機関																						
<p>(調整対象作業停止計画の原案の調整)</p> <p>第233条 一般送配電事業者は、調整対象作業停止計画の原案について、当該調整対象作業停止計画を提出した作業停止計画提出者及び当該調整対象作業停止計画により<u>発電計画</u>に影響を受ける<u>発電計画提出者</u>その他関係する電気供給事業者（以下「関係電気供給事業者」という。）の意見を聴取し、作業停止時期及び作業停止期間等の調整を行い、必要に応じて、調整対象作業停止計画の原案の見直しを求める。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(調整対象作業停止計画の原案の調整)</p> <p>第233条 一般送配電事業者は、調整対象作業停止計画の原案について、当該調整対象作業停止計画を提出した作業停止計画提出者及び当該調整対象作業停止計画により<u>発電計画又は調達計画</u>に影響を受ける<u>発電計画等提出者</u>その他関係する電気供給事業者（以下「関係電気供給事業者」という。）の意見を聴取し、作業停止時期及び作業停止期間等の調整を行い、必要に応じて、調整対象作業停止計画の原案の見直しを求める。</p> <p>2 (略)</p>																							
<p>(作業停止計画の調整案の提出・取りまとめ)</p> <p>第234条 (略)</p> <p>2 一般送配電事業者は、第230条第2項の規定に準じて、本機関が<u>発電計画提出者</u>から提出を受けた電力設備の作業停止計画の調整案の送付を受ける。</p>	<p>(作業停止計画の調整案の提出・取りまとめ)</p> <p>第234条 (略)</p> <p>2 一般送配電事業者は、第230条第2項の規定に準じて、本機関が<u>発電計画等提出者</u>から提出を受けた電力設備の作業停止計画の調整案の送付を受ける。</p>																							



変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>定により、制約の対象として選定した発電設備等により定格容量比率按分した<u>発電制約量及び制約の対象として選定した発電設備等を発電計画提出者へ通知する</u>。一般送配電事業者の供給区域の需給状況等に応じて<u>発電制約量</u>を見直した場合も同様とする。</p> <p>2 <u>発電計画提出者</u>は、一般送配電事業者より通知された<u>発電制約量</u>について、<u>発電計画提出者</u>間の協議により、通知された<u>発電制約量</u>を調整することができる。</p> <p>3 <u>発電計画提出者</u>は、第1項の規定により通知された<u>発電制約量</u>の調整を希望する場合は、<u>発電制約量</u>の通知を受けた一般送配電事業者に希望する<u>発電制約量</u>の調整内容を連絡する。</p> <p>4 <u>発電制約量</u>の調整を希望する<u>発電計画提出者</u>より連絡を受けた一般送配電事業者は、制約の対象として選定された発電設備等を有する<u>発電計画提出者</u>へ調整内容及び調整期日を連絡する。</p> <p>5 <u>発電制約量</u>の調整を希望する<u>発電計画提出者</u>及び調整内容の連絡を受けた<u>発電計画提出者</u>は、当事者間において<u>発電制約量</u>の調整及び当該<u>発電制約量</u>の調整に係る料金その他の条件の協議を行い、調整期日までに<u>発電制約量</u>の調整結果を前項の一般送配電事業者に報告する。</p> <p>6 調整結果の報告を受けた一般送配電事業者は、<u>発電制約量</u>の調整結果を本機関に報告する。</p> <p>7 <u>発電計画提出者</u>は、業務規程に定めるところにより、本機関から調整内容その他必要な情報の提供を求められた場合は、速やかに情報の提供を行わなければならない。</p>	<p>り、制約の対象として選定した発電設備等により定格容量比率按分した<u>発電制約（放電制約を含む。以下同じ。）量及び充電制約量（以下総称して「発電等制約量」という。）</u>並びに制約の対象として選定した発電設備等を<u>発電計画等提出者</u>へ通知する。一般送配電事業者の供給区域の需給状況等に応じて<u>発電等制約量</u>を見直した場合も同様とする。</p> <p>2 <u>発電計画等提出者</u>は、一般送配電事業者より通知された<u>発電等制約量</u>について、<u>発電計画等提出者</u>間の協議により、通知された<u>発電等制約量</u>を調整することができる。</p> <p>3 <u>発電計画等提出者</u>は、第1項の規定により通知された<u>発電等制約量</u>の調整を希望する場合は、<u>発電等制約量</u>の通知を受けた一般送配電事業者に希望する<u>発電等制約量</u>の調整内容を連絡する。</p> <p>4 <u>発電等制約量</u>の調整を希望する<u>発電計画等提出者</u>より連絡を受けた一般送配電事業者は、制約の対象として選定された発電設備等を有する<u>発電計画等提出者</u>へ調整内容及び調整期日を連絡する。</p> <p>5 <u>発電等制約量</u>の調整を希望する<u>発電計画等提出者</u>及び調整内容の連絡を受けた<u>発電計画等提出者</u>は、当事者間において<u>発電等制約量</u>の調整及び当該<u>発電等制約量</u>の調整に係る料金その他の条件の協議を行い、調整期日までに<u>発電等制約量</u>の調整結果を前項の一般送配電事業者に報告する。</p> <p>6 調整結果の報告を受けた一般送配電事業者は、<u>発電等制約量</u>の調整結果を本機関に報告する。</p> <p>7 <u>発電計画等提出者</u>は、業務規程に定めるところにより、本機関から調整内容その他必要な情報の提供を求められた場合は、速やかに情報の提供を行わなければならない。</p>
<p>附則（平成30年6月29日）</p> <p>（<u>発電制約量</u>の調整の不調時の対応）</p> <p>第3条 前条第2条第5項の規定による<u>発電制約量</u>の調整が不調となった<u>発電計画提出者</u>は、本機関より再調整の依頼を受けた場合は、<u>発電制約量</u>の再調整を行う。</p> <p>2 <u>発電計画提出者</u>は、<u>発電制約量</u>の再調整の結果を本機関に報告する。</p> <p>3 一般送配電事業者及び<u>発電計画提出者</u>は、本機関より再調整の結果及び決定された<u>発電制約量</u>について通知を受ける。</p>	<p>附則（平成30年6月29日）</p> <p>（<u>発電等制約量</u>の調整の不調時の対応）</p> <p>第3条 前条第2条第5項の規定による<u>発電等制約量</u>の調整が不調となった<u>発電計画等提出者</u>は、本機関より再調整の依頼を受けた場合は、<u>発電等制約量</u>の再調整を行う。</p> <p>2 <u>発電計画等提出者</u>は、<u>発電等制約量</u>の再調整の結果を本機関に報告する。</p> <p>3 一般送配電事業者及び<u>発電計画等提出者</u>は、本機関より再調整の結果及び決定された<u>発電等制約量</u>について通知を受ける。</p>
<p>附則（平成30年6月29日）</p> <p>（<u>発電制約</u>が伴う広域連系系統の作業停止計画の情報共有）</p> <p>第4条 一般送配電事業者は、第3年度の広域連系系統の作業停止計画において、<u>発電制約</u>が伴うことが想定される場合は、作業停止期間が概ね30日を超える作業停止件名を、第236条第3項に定める提出時期までに、<u>発電計画提出者</u>と共有する。ただし、次の各号に掲げる作業停止件名は、可能な限り第4年度以降を含めるものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>附則（平成30年6月29日）</p> <p>（<u>発電制約又は充電制約</u>が伴う広域連系系統の作業停止計画の情報共有）</p> <p>第4条 一般送配電事業者は、第3年度の広域連系系統の作業停止計画において、<u>発電制約又は充電制約</u>が伴うことが想定される場合は、作業停止期間が概ね30日を超える作業停止件名を、第236条第3項に定める提出時期までに、<u>発電計画等提出者</u>と共有する。ただし、次の各号に掲げる作業停止件名は、可能な限り第4年度以降を含めるものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>2 （略）</p>

附則（令和 年 月 日）

（施行期日）

本指針は、令和7年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。

# 定款、業務規程及び送配電等業務指針 変更案の概要について

2024年12月4日

電力広域的運営推進機関

- 国の審議会の議論などに適切に対応するため、定款、業務規程及び送配電等業務指針を変更する。
- 主な変更のポイントは以下のとおり。変更の背景・内容などについては、次頁以降のスライドにて説明。
  1. 下げ調整力不足時の受電エリアの電源の出力制御に関する規定の変更（送配電等業務指針）
    - 下げ調整力不足時の長周期広域周波数調整における受電エリアの非調整電源（旧電源Ⅲ相当）の出力制御等に関する変更
    - 2025年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行
  2. 中地域交流ループの運用開始に向けた規定の変更（業務規程）
    - 中地域交流ループ運用開始に伴う運用容量等の管理等に関する変更
    - 経済産業大臣の認可を受けた日又は中地域交流ループ運用の開始日のいずれか遅い日から施行
  3. 系統制約による蓄電設備の出力制御等に関する規定の変更（業務規程、送配電等業務指針）
    - 3 - 1 平常時の混雑発生時の蓄電設備の放電抑制に関する規定の変更
    - 3 - 2 系統事故等による混雑発生時の蓄電設備の充電抑制に関する規定の変更
    - 2025年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行

4. 作業停止計画調整の見直しに関する規定の変更（業務規程、送配電等業務指針）

- 容量停止計画調整スケジュールを踏まえた作業停止計画調整スケジュールの変更
- 2025年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行

5. その他規定の変更（定款、業務規程、送配電等業務指針）

- 大規模災害発生時の本機関の対応態勢の発令基準に関する規定の見直し等
- 2025年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行

1. 下げ調整力不足時の受電エリアの電源の出力制御に関する規定の変更（送配電等業務指針）
  - 下げ調整力不足時の長周期広域周波数調整における受電エリアの非調整電源（旧電源Ⅲ相当）の出力制御等に関する変更

再生可能エネルギー（以下「再エネ」）の導入が拡大する一方で、再エネの出力制御が増加しているところ、燃料費の抑制のためにも再エネを最大限活用することが課題となっている※1。

※1 九州エリアに加え、2022年4月に東北・中国・四国エリア、2022年5月に北海道エリア、2023年1月には沖縄エリア、2023年4月に中部・北陸エリア、2023年6月に関西エリアでそれぞれ初めて再エネの出力制御を実施。



このため、再エネの出力制御を可能な限り避けるため、広域的な運用を進めることとし、一般送配電事業者間で余剰電力の送受電（長周期広域周波数調整※2）を行う際、受電エリアにおいても、必要に応じて調整電源（旧電源Ⅰ、Ⅱ相当）に加え、非調整電源（旧電源Ⅲ相当）の出力を抑制し、受電エリアの受電可能量を増やす運用※3が国の審議会※4で整理された。さらに、再エネの出力制御を行っても、なお供給余剰を回避できず下げ代不足融通指示を行う場合、受電エリアでも、必要に応じて再エネを出力制御して、余剰電力を受電する運用とすることが再エネ特措法施行規則にて規定された※5。

※2 一般送配電事業者のエリアにおいて供給が需要を上回ると見込まれる際、優先給電ルールに則り、調整電源及び非調整電源の出力を抑制しても供給余剰が見込まれる場合に、前日以降、本機関を通じて他エリアに一定量の余剰電力の受電を依頼し調整する仕組み。

※3 一般送配電事業者が主体となって、2024年度中を目途に発電事業者との契約の見直しを実施。大規模な発電事業者に対しては、契約の見直しを待たず、他エリアの出力制御時に出力を引き下げるよう協力を依頼。

※4 第46回 系統ワーキンググループ（2023年5月29日）。

※5 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則の改正（2024年4月1日施行）により、必要により受電エリアの再エネを無補償で出力制御することを規定。



これに対応するため、需給制約時の措置（優先給電ルール）に関する規定の見直しを行う。

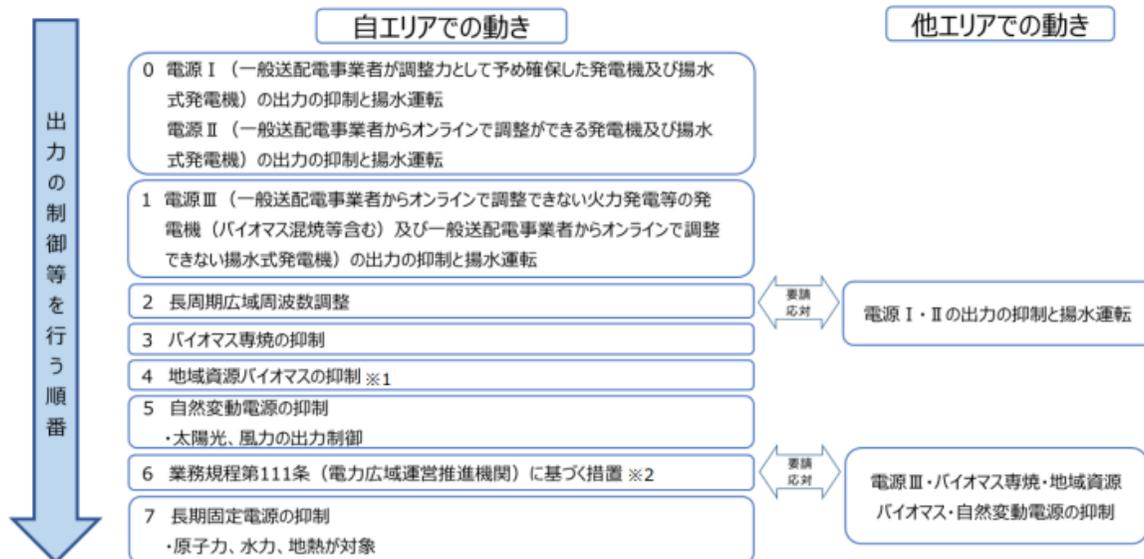
[変更内容]

- 一般送配電事業者は、長周期広域周波数調整により、供給余剰が見込まれるエリアの余剰電力を受電するにあたり、必要に応じて調整電源 ※<sup>1</sup>に加え、非調整電源※<sup>2</sup>の出力を抑制して、余剰電力を受電することを規定。
  - ※1 一般送配電事業者及び配電事業者が調整力としてあらかじめ確保する発電設備等（旧電源Ⅰ、Ⅱ相当）。
  - ※2 一般送配電事業者及び配電事業者が調整力としてあらかじめ確保していない発電設備等（旧電源Ⅲ（一般送配電事業者からオンラインで調整できない電源）相当）。
- 併せて、一般送配電事業者は、本機関による下げ代不足融通指示により、供給余剰が見込まれるエリアの余剰電力を受電するにあたり、必要に応じて再エネを出力制御して余剰電力を受電することを明記。

【送配電等業務指針第174条の2】<変更>

- 電力システム改革以降、スポット市場や需給調整市場等において広域的に電力の取引が行われ、日々の需給管理においても、エリアを越えた広域予備率が用いられている。
- こうした中で、再エネの出力制御の低減に向けて、一般送配電事業者間で余剰電力の送受電が行われる際、受電可能量を増やすため、受電エリアにおいて火力等の出力を引き下げることは、燃料費を抑制しつつ、再エネを最大限活用する上で有効である。
- このため、再エネの出力制御においても、広域的な運用を進めることとし、地域間連系線の最大活用に向けて、あるエリアで供給が需要を上回ると見込まれる場合は、他エリアにおいても、火力等の出力を引き下げることを基本としてはどうか。

現時点における出力の制御等を行う順番について



※1: 燃料貯蔵の困難性、技術的制約などにより出力の抑制が困難な場合 (緊急時は除く) は抑制対象外  
※2: 電力広域的運営推進機関の指示による融通

## 論点② - 1 下げ調整力不足時の他エリアの電源の出力引下げ

- 電力の供給が需要を上回ると見込まれる場合、優先給電ルールに基づき、まず、あらかじめ一般送配電事業者が確保した調整電源 (電源Ⅰ、Ⅱ)、次に、一般送配電事業者からオンライン指令できない非調整電源 (電源Ⅲ) の出力が引き下げられる。
- それでもなお、供給余剰が見込まれるときは (= 下げ調整力不足)、電力広域機関を通じ、他エリアに受電を依頼 (= 長周期広域周波数調整) することとなる。
- この場合、受電エリアにおいては、従来、調整電源の出力の制御にとどまり、非調整電源の出力の制御は行ってこなかったが、燃料費を抑制しつつ、再エネを最大限活用する観点から、今後は、受電エリアの非調整電源についても出力を引き下げることとしてはどうか。
- そのためには、事業者間の契約 (運用申合せ書) を見直すとともに、エリア間の精算単価に差がある場合の一般送配電事業者間の精算方法についても検討が必要となる。
- このため、一般送配電事業者が主体となって、精算方法や運用の詳細について必要な検討を行った上で、2024年度中を目指して契約の見直しを行うこととしてはどうか。
- また、再エネの出力制御の低減が喫緊の課題であることに鑑み、特に大規模な発電事業者に対しては、契約の見直しを待たず、他エリアの出力制御時には出力を引き下げるよう、協力を求めていくこととしてはどうか。

## 具体的措置（供給対策②）

### ③出力制御時の他エリアでの非調整電源※の出力引下げ ※一般送配電事業者からオンラインで調整できない電源

- 長周期周波数調整時に受電側エリアにおいて、燃料費を抑制しつつ再エネを最大限活用する観点から、調整電源だけでなく、非調整電源も含めて出力を引下げ。
- 一般送配電事業者が主体となって、精算方法や運用の詳細について必要な検討を行った上で、2024年度中を目指して事業者間の契約の見直しを行う。
- 資源エネルギー庁から大規模な発電事業者に対して、先行して出力引下げ協力を依頼済み。

### ④火力等発電設備の運用高度化

- 火力等発電設備には再エネ電源の変動を補い、電力の需給バランスを調整する役割もある。火力等発電設備の最低出力引下げにより、安定供給が損なわれないよう、需給調整機能の高度化による設備の最適化により、出力引下げと供給力・調整力の確保を促す。
- 長期脱炭素電源オークションの整備により、柔軟性の高い脱炭素電源への投資を促す取組を実施。

### ⑤水力発電を活用した出力制御量の抑制

- 揚水発電の運用高度化や導入への支援に関する予算を措置（令和6年度予算概算要求(12.7億円)）

### ⑥電力市場の需給状況に応じた再エネの供給を促すFIP制度の更なる活用促進

- FIP電源に蓄電池を併設する場合の価格変更ルールの見直しを措置済み。
- 先行的にFIP制度を活用する事業者のベストプラクティスを周知・横展開を行う。
- 再生可能エネルギー電源に併設する蓄電池の導入支援に関する予算を措置（令和5年度補正予算(160億円の内数)）【再掲】

- 
2. 中地域交流ループの運用開始に向けた規定の変更（業務規程）
- 中地域交流ループ運用開始に伴う運用容量等の管理等に関する変更

中部・北陸・関西の3エリアをそれぞれ結ぶ連系線については、N-2故障時（ルート断時）の供給信頼度の向上や運用容量の増加を目的に、南福光BTB ※1を廃止して中部北陸間を直流連系から交流連系に切り替え、中地域で交流ループ運用を行うことが、2026年度当初に予定されている。

※1 当時は、3エリアの交流ループ運用・管理は技術的に難易度が高かったことから、中部北陸間を交流連系せず、交直変換装置を背中合わせ（BTB：back to back）に設置して直流連系していたもの。



現在、中部・北陸・関西間の各連系線は、個別連系線及び北陸フェンス潮流※2の運用容量等で管理しているが、中地域交流ループの運用開始後は、交流ループ系統内のルート断事故時の健全ルートへの回り込み潮流を考慮して、中部・北陸・関西間の各連系線の運用容量等を3つのフェンス潮流 ※3で管理する運用に変更することを本機関の審議会※4で整理。

※2 中部北陸間連系設備及び北陸関西間連系線の潮流の合計値（中部北陸間連系設備の停止による北陸関西間連系線への回り込み潮流を考慮）。

※3 中部フェンス潮流は中部関西間連系線及び中部北陸間連系設備の潮流の合計値、北陸フェンス潮流は中部北陸間連系設備及び北陸関西間連系線の潮流の合計値、関西フェンス潮流は北陸関西間連系線及び中部関西間連系線の合計値。

※4 第88回 調整力及び需給バランス評価等に関する委員会（2023年7月25日）。



これに対応するため、地域間連系線の管理に関する規定の見直しを行う。

### [変更内容]

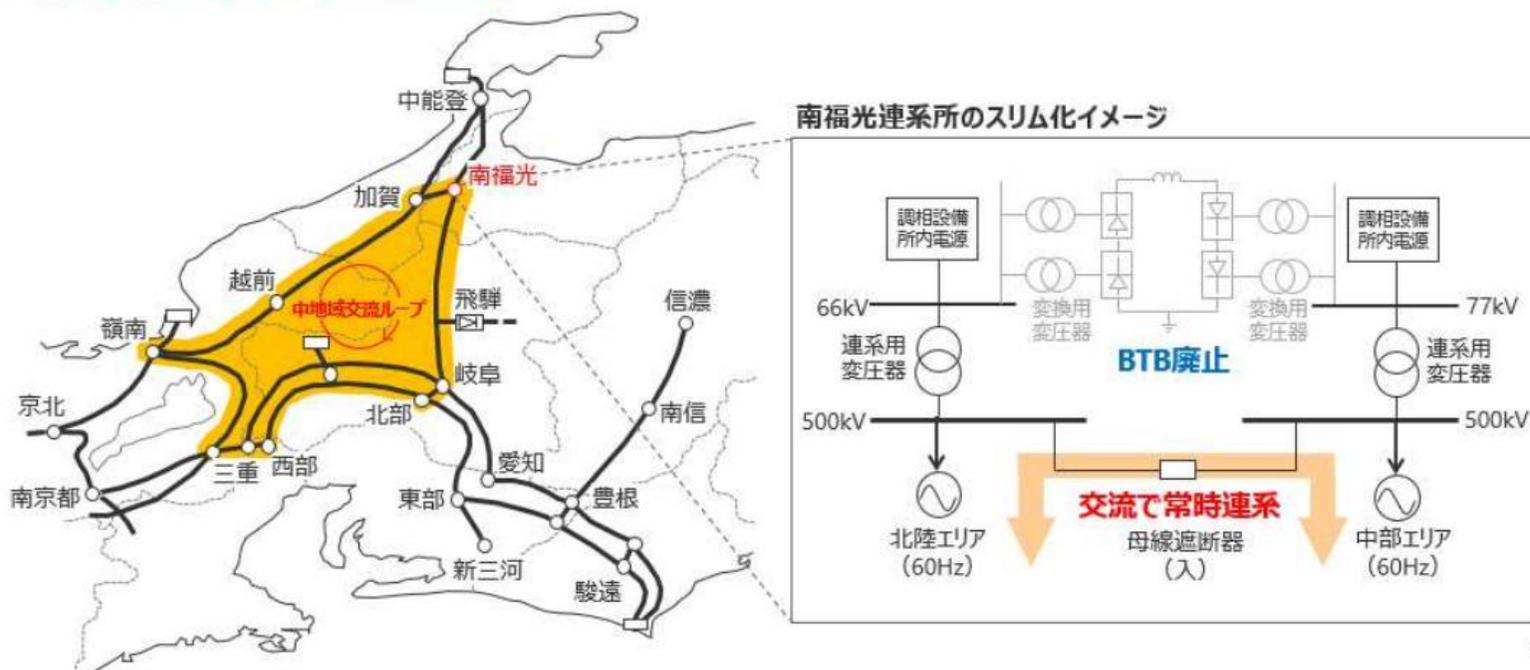
- 中地域交流ループ運用の開始に伴い、中部・北陸・関西間の各連系線の運用容量等を3つのフェーズ潮流で管理することを規定。
- 南福光BTBの廃止に伴い、中部北陸間連系設備の対象設備の記載ぶりを見直し。

【業務規程第124条】<変更>

(参考) 中地域増強 (中地域交流ループ構成)

30

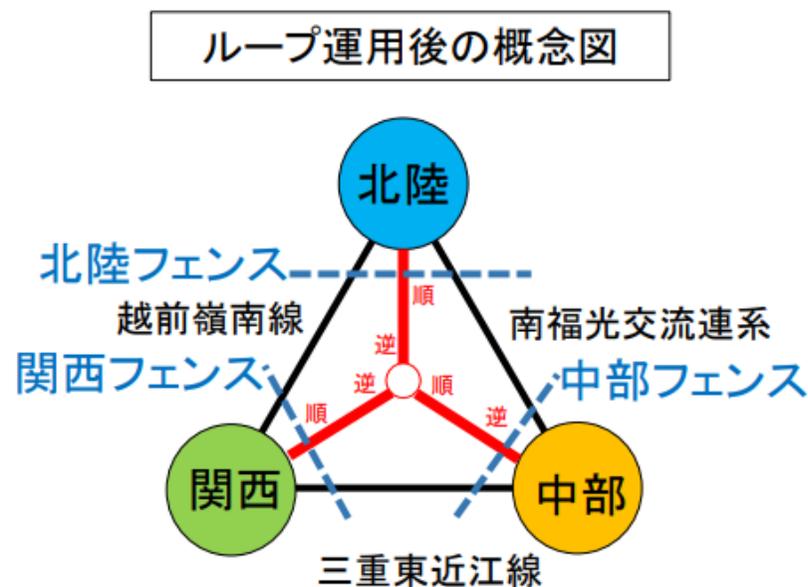
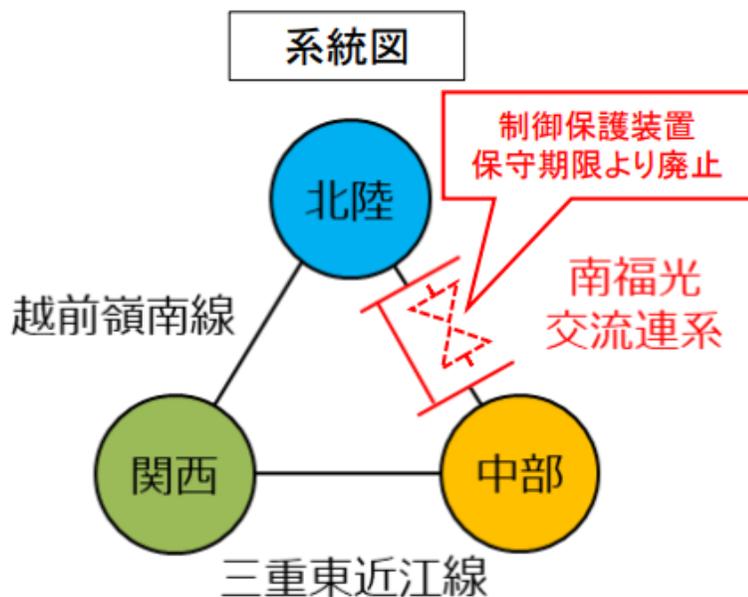
- 南福光連系所は、中部と北陸それぞれの500kV母線が母線遮断器を介して接続しており、現状は広域的な交流ループが形成されない作業時や系統故障時などに限り、同遮断器を投入して交流連系する。
- これを常時交流連系し、広域的な交流ループを形成する場合、電磁誘導対策や遮断器の遮断容量増加、システムの改修等が生じるものの、**対策費用は数十億円程度**となる。
- また、地域間連系線においてループ系統が構成されるため、**N-2故障時における供給信頼度の向上や運用容量の増加などの面でメリットがある**。



## 2. 中地域交流ループ後の管理方法

7

- 現状、中地域エリアでは、北陸フェンスおよび個別連系線にて、運用容量等を管理。
- 交流ループ後は、三つのフェンス（中部・北陸・関西）で運用容量等を管理。
- 2回線故障（ルート断）等の放射状系統時も、各フェンスの運用容量等で管理可能。
- フェンス潮流の方向は、現状の北陸フェンスおよび放射状系統におけるエリア順番の考え方※を踏襲



※中部フェンス 順方向:送電方向(北陸・関西向)、逆方向:受電方向(中部向)  
北陸フェンス 順方向:受電方向(北陸向)、逆方向:送電方向(中部・関西向)  
関西フェンス 順方向:受電方向(関西向)、逆方向:送電方向(中部・北陸向)

- 
3. 系統制約による蓄電設備の出力制御等に関する規定の変更（業務規程、送配電等業務指針）
- 3 - 1 平常時の混雑発生時の蓄電設備の放電抑制に関する規定の変更
  - 3 - 2 系統事故等による混雑発生時の蓄電設備の充電抑制に関する規定の変更

再エネの導入拡大に伴い、系統用蓄電池が需給変動などの対応に果たす役割が増大していることを踏まえ、長期脱炭素電源オークションなどにより、系統用蓄電池の更なる導入を促進している。



その一環として、まず平常時の系統制約による逆潮流側（発電や放電）の混雑発生は許容する考え方の下、系統混雑発生時の出力制御※1については需給制約時と同様、発電機等の出力抑制順位の中に蓄電設備の放電（逆潮流）を位置づける※2ことが、国の審議会※3で整理された。また、順潮流側は混雑が発生しないよう系統増強を行ってから連系することを前提にしているが、国の審議会※4の方針を受けて、蓄電設備の連系に際し、蓄電設備の充電（順潮流）により系統混雑が発生すると予想される場合、N-1故障発生時（作業停止時含む）に、当該蓄電設備の充電を抑制することを前提に平常時の運用容量を拡大し、系統増強を行わずに連系を承諾することができることを本機関の委員会※5で整理した。

※1 再給電方式（一定の順序）及びその出力制御順に基づく制御。

※2 系統制約時の出力抑制の順位として、具体的には、火力発電等の出力抑制の次に、蓄電設備の放電（逆潮流）を抑制。

※3 第51回 系統ワーキンググループ（2024年5月24日）。

※4 第46回 系統ワーキンググループ（2023年5月29日）。

※5 第70回 広域系統整備委員会（2023年9月22日）。



これら整理に基づき、蓄電設備の出力制御等に関する規定の見直しを行う。

[変更内容]

- 一般送配電事業者及び配電事業者は、平常時の系統制約による混雑発生時の出力制御として、非調整電源（旧電源Ⅲ相当）※1について、火力電源等の出力抑制の次（バイオマス電源や自然変動電源等より前）に、蓄電設備の放電を抑制する順位とすることを明記※2。

※1 一般送配電事業者及び配電事業者が調整力としてあらかじめ確保していない発電設備等。

※2 調整電源（旧電源Ⅰ、Ⅱ相当）については、蓄電設備を含め発電や充放電等のkWh単価に基づきメリットオーダーで制御。

【送配電等業務指針第153条の2、第153条の3】<変更>

## 系統制約による出力制御における電力貯蔵システムの扱いについて

- 第50回系統WG（2024年3月11日）において、系統用蓄電池を含む電力貯蔵システムの需給制約による出力制御における扱いについて、**発電機の出力抑制と同じ並びで放電を抑制することとした。**
- **系統制約による出力制御における電力貯蔵システム※の扱い**についても、需給制約と同様に、**発電機の出力抑制と同じ並びで放電を抑制することとしてはどうか。** ※非調整電源の電力貯蔵システム
- 具体的には、**火力電源を非化石電源より先に出力制御する大枠の方針**を踏まえつつ、電力貯蔵システムを機動的かつ有効に活用する観点から、**以下の出力制御順とすることとしてはどうか。**

### 【出力制御ルール】

（出所）広域機関HP「かいせつ電力ネットワーク」より抜粋、一部追記

出力制御順	出力制御方法
① 調整電源※ <sup>1</sup> の出力制御※ <sup>2</sup>	メリットオーダー
② ノンファーム型接続の非調整電源（④⑤⑥を除く）の出力制御 ②-1 ノンファーム型接続の火力電源等※ <sup>3</sup> の出力制御 ②-2 <b>ノンファーム型接続の電力貯蔵システムの出力制御※<sup>4</sup></b>	一律
③ ファーム型接続の非調整電源※ <sup>5</sup> の出力制御 ③-1 ファーム型接続の火力電源等※ <sup>6</sup> の出力制御 ③-2 <b>ファーム型接続の電力貯蔵システムの出力制御※<sup>4</sup></b>	メリットオーダー
④ ノンファーム型接続のバイオマス電源（専焼、地域資源（出力制御困難なもの除く））の出力制御	一律
⑤ ノンファーム型接続の自然変動電源（太陽光、風力）の出力制御	一律
⑥ ノンファーム型接続の地域資源バイオマス電源（出力制御困難なもの）および長期固定電源の出力制御	一律

※1 電源Ⅰ・Ⅱ、余力活用に関する契約を締結して下げ調整として活用される発電設備等

※2 揚水式発電機の揚水運転、需給バランス改善用の蓄電設備の充電、余力活用に関する契約を締結する電力貯蔵システムの放電抑制を含む

※3 混焼バイオマス電源、揚水式発電機を含む

※4 放電抑制のみ

※5 ファーム型接続の非調整電源のうち、自然変動電源、長期固定電源、バイオマス電源（FIT混焼、専焼、地域資源）を除く発電設備等

※6 混焼バイオマス電源（FITを除く）、揚水式発電機を含む

## [変更内容]

- 蓄電設備の連系に際し、電力設備の単一故障（N-1故障）時に、当該蓄電設備の充電を停止することを前提に、平常時の運用容量を拡大し、系統増強せず連系できることを規定。
- 併せて、上記を前提とした蓄電設備の連系に伴い、作業停止時※においても、系統作業により混雑が発生すると予想される場合、蓄電設備の放電抑制に加え、蓄電設備の充電を抑制することを規定。

※ 本機関又は一般送配電事業者による作業停止調整において発電（放電含む）・充電の抑制を考慮。

【業務規程第156条、第157条、第159条～第161条、第163条】<変更>

【業務規程附則（平成30年6月29日）第2条～第4条】<変更>

【送配電等業務指針第57条、第61条、第64条、第66条、第153条、第230条、  
第233条、第234条、第236条、第238条】<変更>

【送配電等業務指針附則（平成30年6月29日）第2条～第4条】<変更>

## 順潮流混雑時の充電制御の方向性・ルール整備について

- 他方、充電制御を行うことによって増強を回避する方針とする場合でも、制御手法 (例えば、計画値による制御や潮流状況を踏まえた制御等) や、制御の対象 (例えば、対象となる設備や電圧、規模等) など、**様々な観点で検討が必要であり、逆潮流側や市場などの現行のシステムやルールへの影響や整合性なども考慮する必要があることから、相応の時間を要する。**
- また、**現時点では、系統用蓄電池はまだ少数が稼働するのみ**であり、ビジネスモデルが確立されているわけではなく、動作パターンのデータも少ない状況であることから、どのようなルールとするべきか、すぐに結論を出すことが適切とも言いがたい。

- そのため、**今後新たに特別高圧に接続される系統用蓄電池について、順潮流側で混雑が生じることが予想される場合には**、北海道における試行的取組のように、まずは比較的導入しやすいと考えられる方法で**増強を行わずに接続することを検討すること**としてはどうか。具体的には、**順潮流での系統混雑時の充電停止等により増強なく受入できる場合は、増強を回避して接続すること**としてはどうか。あわせて、**実際の系統用蓄電池の導入状況等を踏まえつつ、順潮流側の増強や混雑時の運用に関するルール整備を進めていくこと**としてはどうか。

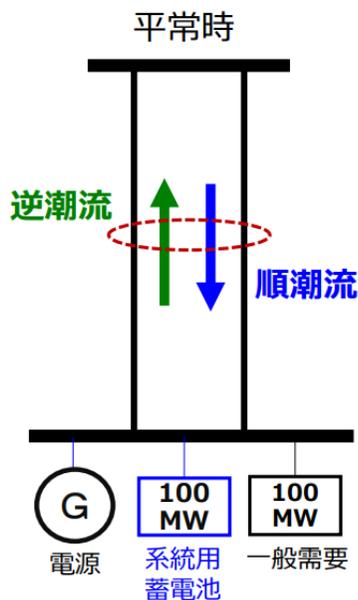
※ 既に増強にて接続検討回答済の案件について、事業者が増強を行わないことを希望する場合には、契約申込時に増強を行わずに受け入れることが可能か、改めて検討する。

- なお、蓄電事業者にとっては、制御のタイミングや制御量が事業を行う上での関心事項となるため、情報公開等により蓄電事業者が自ら混雑系統を避け、適切な立地を選択できることが望ましい。ルール整備にあたっては、**潮流実績の公開状況等も踏まえて検討する必要**がある。
- また、将来的に、ルールが整備されたときは、上記対応により接続する系統用蓄電池についてもそれに従うことが望ましい。

## 今回適用する方策

6

- 第46回系統WGにおいて、まずは比較的導入しやすいと考えられる方法で増強を行わずに接続することを検討することとしている。
- そのため、今回、系統用蓄電池の連系時に順潮流側で系統混雑が発生する場合において、**N-1故障発生時に当該系統用蓄電池を充電停止することを前提に平常時の運用容量を拡大して対応する。**
- なお、平常時の混雑対応は、制御手法や制御の対象など様々な観点での検討が必要で相応の時間を要することから、引き続き検討を進める。



	逆潮流側		順潮流側	
	電源 系統用蓄電池(放電時)	系統用蓄電池 (充電時:蓄電池特措あり)	[参考] 一般の需要	
① N-1制御	<b>N-1電制を全エリアで適用済</b> 先行適用 (2018.10~) 本格適用 (2022.7~)	<b>今回は</b> <b>まずは新規に連系する系統用蓄電池に適用</b> (北海道一部系統除く)	(適用外)	
② 平常時混雑対応	<b>全エリアでノンファーム適用済</b> 基幹系統(2021.1~) ローカル系統(2023.4~)	<b>今後の課題</b> (北海道一部系統で試行的に運用)	(適用外)	
系統増強の規律	混雑前提で電源を連系 系統増強による混雑解消の 便益が増強コストを上回る 場合に増強(費用は一般負担)等	電力潮流が運用容量を超過する 場合に増強 (費用は費用負担がドライブ等 に基づき受益者負担)	電力潮流が運用容量を超過する 場合に増強 (費用は託送供給約款に基づき負担)	

※系統用蓄電池を活用した系統混雑緩和等についても、今後検討を進める

- 
4. 作業停止計画調整の見直しに関する規定の変更（業務規程、送配電等業務指針）
- 容量停止計画調整スケジュールを踏まえた作業停止計画調整スケジュールの変更

本機関及び一般送配電事業者※<sup>1</sup>は、安定供給を確保するため、送配電設備や関連する発電設備等の点検や修繕等の作業を計画的かつ円滑に実施するため、業務規程及び送配電等業務指針に則り、発電設備や送配電設備の作業計画（以下「作業停止計画」）の取りまとめ及び調整を実施している。

※<sup>1</sup> 本機関は、広域連系系統の作業停止計画の取りまとめ、並びに連系線及び連系線の運用容量に影響を与える電力設備の作業停止計画の調整を実施。一般送配電事業者は、それ以外の作業停止計画の取りまとめ及び調整を実施。



一方、本機関及び一般送配電事業者は、実需給年度の2年前に容量市場のメインオークションで落札された発電設備等の停止計画（以下「容量停止計画」）の調整を、作業停止計画の調整に先行して実施しており、停止計画の調整スケジュールがそれぞれ異なっている。

これらを踏まえ、双方の停止計画について、効率的に整合を図りながら調整業務を実施するため、作業停止計画の調整スケジュールを、先行して実施している容量停止計画の調整スケジュールに合わせることを本機関の委員会※<sup>2</sup>で整理。

※<sup>2</sup> 第103回 調整力及び需給バランス評価等に関する委員会（2024年11月26日）。



これら整理に基づき、作業停止計画に関する規定の見直しを行う。

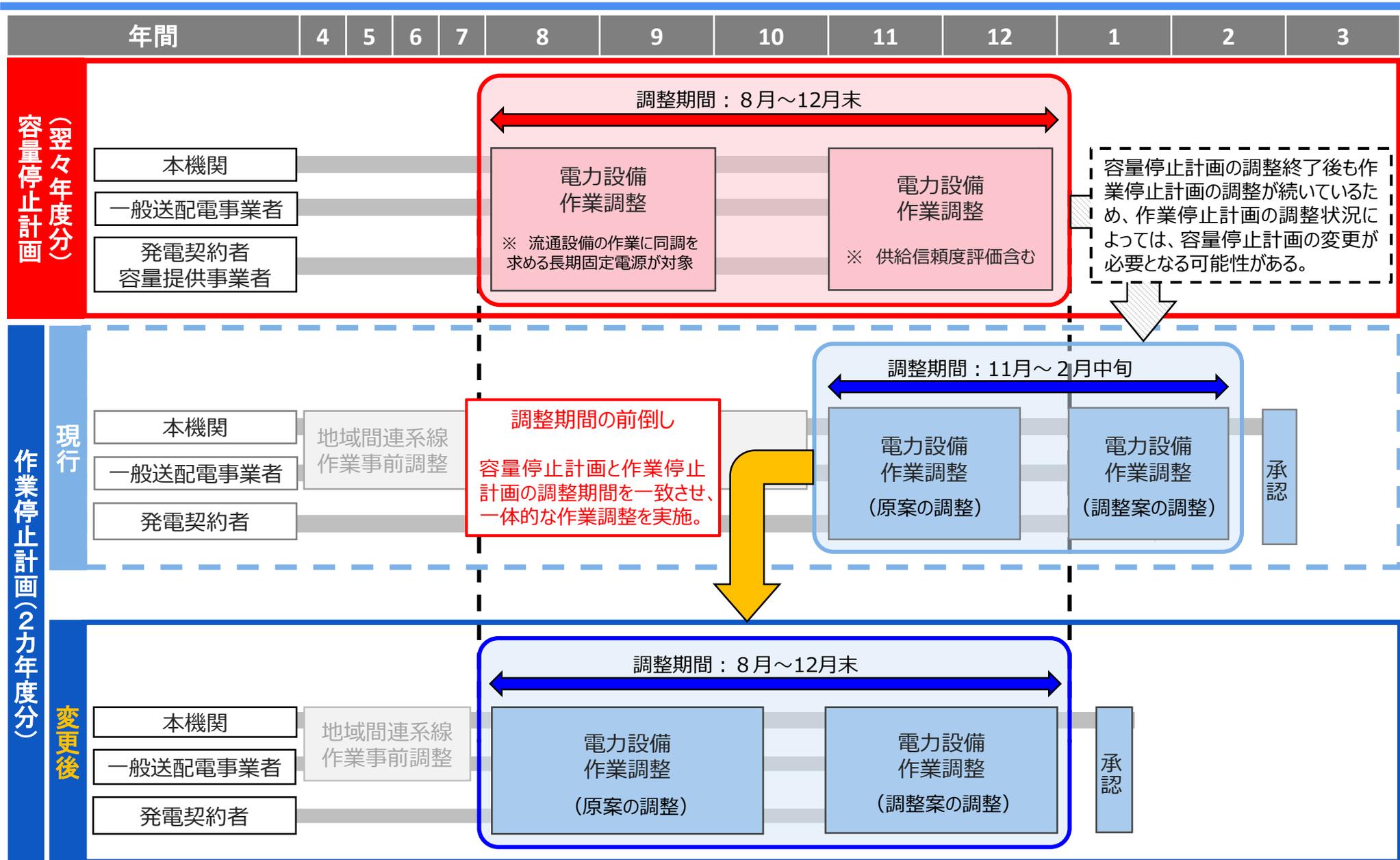
### [変更内容]

- 容量停止計画の調整スケジュールと合わせるかたちで、作業停止計画の調整スケジュールに関する規定を見直し（11～2月中旬 ⇒ 8～12月末へ前倒し）※。

※ 容量停止計画は翌々年度分、作業停止計画は翌年度分と翌々年度分の2か年分を毎年調整しており、これらを同時期に一体で調整することとするもの。

【業務規程第157条】<変更>

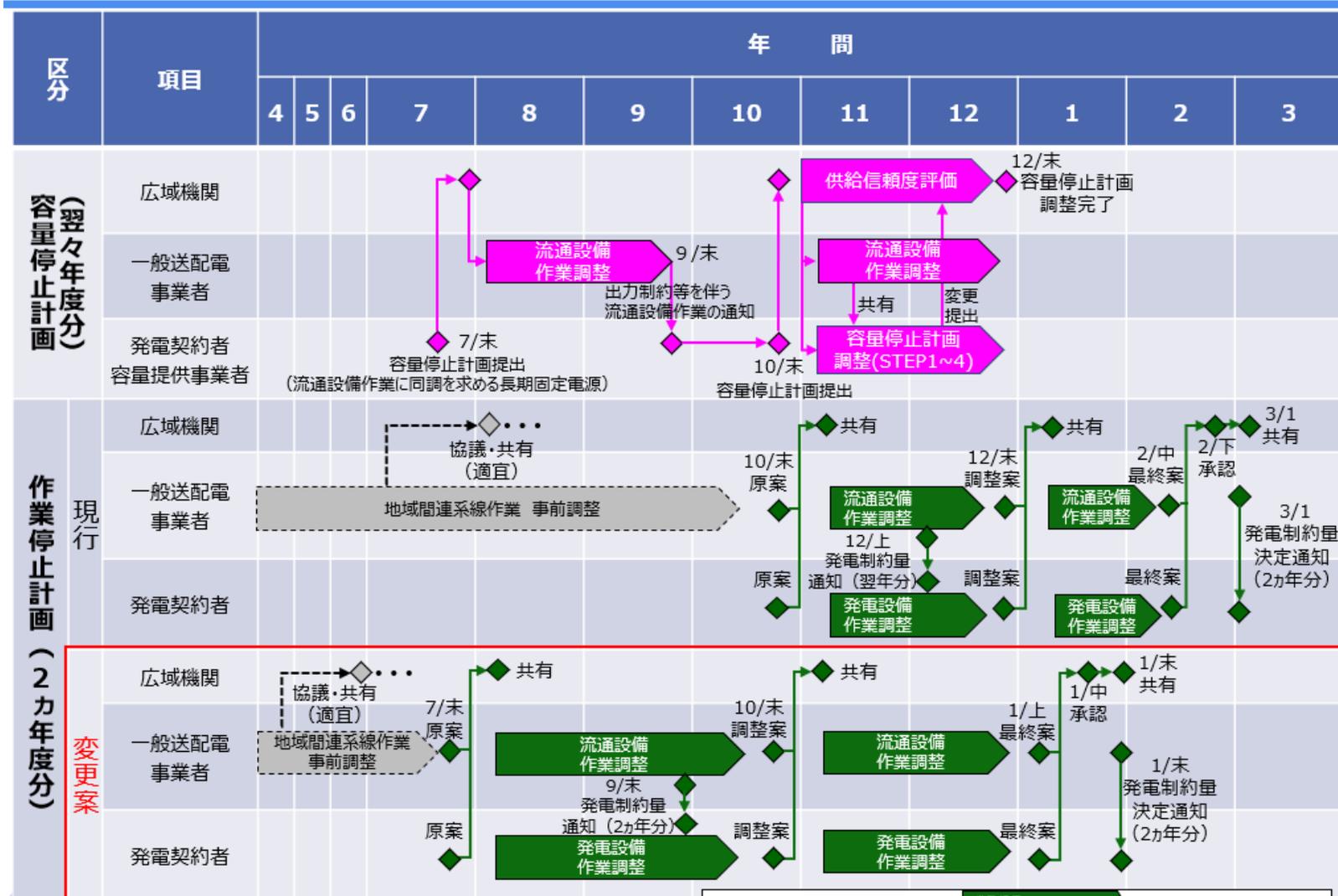
【送配電等業務指針第230条】<変更>



第103回 調整力及び需給バランス評価等に関する委員会 (2024年11月26日) 資料4から抜粋

## 2. 容量停止計画・作業停止計画調整スケジュール変更案 (新旧比較)

7



## 5. その他規定の変更（定款、業務規程、送配電等業務指針）

- 大規模災害発生時の本機関の対応態勢の発令基準に関する規定の見直し等

## [変更内容]

- 大規模災害の発生又はそのおそれがあるときに、本機関が対応態勢の発令を判断する基準のうち、既に提供が終了している東海地震に関連する情報に関する規定を削除し、南海トラフ地震臨時情報に関する情報を追加する。
- 予備電源の落札結果に関して、募集要綱に基づき公表することを規定※1。

※1 予備電源の落札結果の公表について、事業者の経営情報（個別電源の応札価格等）の扱いに留意して、電源別の落札金額は公表せず、落札金額の合計を公表することが国の審議会（第93回 制度検討作業部会：2024年5月27日）で整理された。これを踏まえ、具体的な公表内容を募集要綱で定めるもの。

- 本機関の理事会の議事録については、効率的な業務運営を目的に、議長、出席した理事及び監事による押印を廃止し、記名のみで公表できるように規定を見直し※2。

※2 理事会は、日常的な組織運営のため、原則、毎週開催している。一方、総会及び評議委員会は、有識者やステークホルダーによる議決機関であることから、高い客観性を担保するため押印の規定を維持する。

- 北海道エリアにおける風力発電導入拡大に向けた実証試験に係る附則について、2024年3月31日に実証試験が終了※3したことから、当該附則を削除。

※3 北本連系線及び東北・東京間連系線に設定されたマージンの範囲内で東京エリアの調整力を活用して、北海道エリアの周波数を維持することを目的として、2017年11月に実証試験を開始。

[変更内容]

- その他記載の適正化（送配電等業務指針から業務規程への規定の移設※、規定間の平仄、字句修正等）。

※ 作業停止計画の調整に当たっての考慮事項に関する規定。

【定款第42条】<変更>

【業務規程第32条の2 1、第32条の3 4、第36条、第39条、  
第163条、第175条】<変更>

【送配電等業務指針第244条】<変更>

【送配電等業務指針附則（平成30年6月29日）第2条】<変更>

【送配電等業務指針附則（平成29年4月1日）第2条】<削除>

\* 下線付きの条文は、変更の内容が「記載の適正化」のみの条文



## 域外から調整力を調達する風力実証について

- 本WGでの議論も踏まえ、2017年11月より、北海道電力ネットワークと東京電力パワーグリッドにおいて、北本連系線等に設定されたマージンを介して東京エリアの調整力を活用することで、北海道エリアの風力発電の連系を拡大する実証試験を実施してきた。
- 本実証では、当初、2020年度までに発電設備の連系が完了し、実証を行う予定だったが、連系の遅れなどもあり、第35回系統WGにおいて当該実証を延長することとしていた。
- この度、実証対象となる電源の大半の連系が完了したことから、改めて実証の進捗状況について、北海道電力ネットワーク・東京電力パワーグリッドから御報告いただく。
- 報告にあったとおり、すべての実証風力の連系は完了していないものの、調整力の広域運用について一定の知見が得られたと理解。
- 他方で、調整力公募に代えて需給調整市場が開始しており、2024年4月からは全ての商品を対象として本格的に開場することとなっている。また、需給調整市場においては、調整力を広域的に調達することについても整理されている状況。
- したがって、市場を最大限活用する観点から、関係者間の調整を行い、2024年4月を目処に実証試験は完了とし、以降は需給調整市場で必要な調整力を調達することとしてはどうか。
- なお、実証において連系された風力発電には、調整力が不足する場合に出力制御を行うという制約が課されていたところ、変動緩和要件の廃止に係る議論を踏まえ、他の案件との公平性から、引き続き、調整力が不足する場合に出力制御を行う条件にて接続を維持することとしてはどうか。